

平成18年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成18年12月8日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

18 番 紫藤政則議員

19 番 荘司光雄議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） 2006 年第 4 回定例会に当たりまして、大綱 3 点について市長に質問をしたいと思います。

質問に入る前に、きょう 12 月 8 日はアジア太平洋戦争に突入した記念日であります。

敗戦に至る 4 年間の長きにわたって、大変な、悲惨な経験を国民はいたしました。

きょうの新聞には、この 12 月 8 日に対する記述がありませんでした。この美唄の地でも、多くの人が戦争に出向き、亡くなり、そしてまた他国の人、この美唄で強制連行という炭鉱への強制労働がされた歴史を持っているわけであります。

4,992 名の中国、韓国、これらの中心とする、この美唄の歴史の中にもこの戦争が間違いなくあるわけでありまして、改めてその戦争をなくす、してはいけないという思いを、きょうのこの日を契機に、胸に刻まなければならないというふうに思います。

いま国会では、教育基本法の改正議論が山場を迎えています。この 15 日には、参議院を通過をするという見通しも立てられています。国の国家管理が強まるという意見、教育が良くなるという考え方もありますが、私たちはこの憲法の考え方というものをしっかり見据

えて、国の、国会の動向を見守るべきだろうというふうに思います。

決してきな臭い、そういった日本にはならない、そんな思いを強くした次第でございます。

以下、具体的に質問をいたします。

大綱 1 点目は、平成 19 年度、2007 年度の予算編成についての考え方であります。

その 1 つは、財政環境の認識についてであります。

予算編成に当たりましては、国の地方財政対策、道の市町村に対する、道そのものの財政再建の動向がどうなるか、あわせてこの美唄の実態というものをどのように押えるのか、これらの財政環境の、まず認識をして、予算編成に臨む、これが正しいことだと思うわけであります。

543 億円からの美唄市の実質負債、市民 1 人当たり 187 万円。国家予算、国家規模からいきますと、800 兆円を超える国民 1 人当たり 636 万円とこう言われておりますが、これから見ると少ないのかも知れませんが、この市民 1 人当たり 187 万円からの美唄のこの不良、実質的な債務。実質債務をどのようにしていくのか。

これらについてもしっかりとした方向を示す意味での認識、財政環境の認識ということが大事だと思いますが、まずその点について、市長のご認識を問うものであります。

次に、基本的考え方についてであります。その 1 つは、予算編成方針に掲げております留意点、ポイントについて、要点で結構ですからお話をいただきたいと思います。

2 つは、2006 年度、平成 18 年度の決算見

通しであります。

18年度の決算は、来年の3月まででありますから、まだ期間がございます。

しかし、新年度予算案を編成するに当たりますして、一般会計でいけば繰上充用金を計上するか否か、その判断が必要なわけで、当然、現年度の決算がどのようになるかということを見通さなければならぬわけでありまして。

そこで1つには、一般会計の実質収支がどのようになるのか、そしていま18億円を超える累積不良債務を抱えております、市立美唄病院事業会計の不良債務が、18年度末でどのようになる見通しなのか。

あわせて、すでに地域医療の特別委員会での議論もありますけれども、国の病院に対する財政支援策であります第5次経営健全化計画に伴う、特別交付税の措置見込み。これは非常に厳しいということで、過日の新聞報道では、12月の特別交付税に交付されず、3月に見送られたと、こういう報道もあったわけでありまして、この辺の状況について、お答えをいただきたいと思っております。

3つは、ここ数年予算編成方針の中に、予算編成するに当たって、現時点でどれだけの不足財源を見込んでいるのかと、そのことをお示しをして、そして市長が編成方針を各所管部に対して、職員に対してお示しをするわけでありましてけれども、その不足財源、お聞きをすれば6億7,000万円からの不足財源ということが言われておりますが、この不足財源の捉え方。これ、幾らになるのか、不足財源の根拠、そしてそれをどのように対応しようとなさるのか、どうそれを消化しようとするのか、消化できないのか。その対策につい

て、お示しをいただきたいと思っております。

4つ目ですが、平成17年度末の状況からいきますと、特定目的基金等からの長期繰替運用、いわゆる目的が明確である、そのための目的に積んでいる基金から、一般会計がお金がなくて、短期でなくて年度を越えてお金を借りている。その額が約13億円ということでもあります。

この長期繰替運用の18年度末の残高見込みと、それをどのように返済しようとしているのか、これは19年度の予算編成です。隠れ借金をどう返していくのかということでもありますから、この辺の考え方。

5つは、債務負担行為の支払繰延額の状況であります。

これは、債務負担行為の限度額を議決をして、そして具体的に何年から幾らかかって、均等にその支払をしていく、いわば借金のこれも返済額であります。

しかしここ2年ほど、その返済が滞っているわけでありまして。

これらの支払い、繰延をしている額と、それをどのように支払っていくおつもりなのか、この考え方をお示しいただきたいと思っております。

それから予算編成にかかわる最後であります、美唄市まちづくり基本条例、美唄のまちづくりの憲法、これを定めようということで、すでに、素案ができ上がっています。議会も、議会条項について、みんなで議論をして、そしてその素案をまとめ上げました。

このまちづくり基本条例、計画では来年の3月の議会に提案をされるということですが、この中に、財政運営にかかわる内容が示されております。

個々具体には、この内容については触れませんが、私はこの中の2点について、お尋ねをしたいと思います。

1つは、まちづくりの長期計画、美唄でいきますと「第5期美唄市総合計画後期基本計画」であります。平成18年から22年まで、この5カ年を期間として、美唄のまちをどのようにもっていこうかということが示されたものでありますが、この基本計画との整合性を、予算でどのように図っていくのか、これはまちづくり基本条例素案、第25条第2項に記されているわけであります。

それともう1点は、私どもに提出をされる予算書につきましては、地方自治法の中にその様式が定められておりますが、説明書につきましては、その自治体でさまざまな工夫がされているわけであります。

私はよく、例に出しますのが、ニセコ町の例であります。

新たに冊子をつくりまして、わかりやすい予算の内容説明を、すべての市民の皆さんにお配りをしているわけであります。道路であれば、誰の家から誰の家まで、ことしは舗装をしますと、こういうような捉まえ方をして進められています。

あわせて、これも従来から指定しておりますように、予算書の説明書を事業費単位で、行政目的別ではなくて、事業単位、事業ごとにどのような事業を行い、どれだけの業務量があり、事業量があり、一般財源がどう投入されるのか。こういった事業目的別の予算書に充実をすべきだということを従来から申し上げてまいりました。

この後期計画との整合性をどう取るか、そ

して、わかりやすい予算書に向けてどう取り組まれようとしているのか。

このまちづくり基本条例素案にかかわる部分について、ご答弁をいただきたいと思います。

大綱2点目は、自立推進計画についてであります。

その1つは、進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

自立推進計画は、合併か単独自立か、これらの議論をして、市民の皆さんにアンケートを取って、そして多くの皆さん方が自立していこうと、いうことでつくり上げた、その材料としてつくり上げた、美唄市の自立ビジョン、これをもとに平成17年、2005年の2月に桜井市長が推進計画をつくられたわけであります。

この推進計画にあるものは、美唄がこの厳しい財政環境の中で、これからも持続可能な地域社会をつくっていくために、これだけをやらなければならないということをしたためたわけであります。

項目的に言えば110近い、私数えましたら109ほどありましたけれども、項目をアクションシートという1本、1本示して、そしてそれをどう仕上げていくのか、ということをつくり上げたわけであります。

17年が、その初年度でありました。平成17年。そして、22年以降、多くは平成19年度がその実施をしようというところに集中をしています。

これらの自立推進計画、美唄の自立に欠くことのできないさまざまな施策、具体的に言えば行政の絞込み作業であります。あれもこ

れもから、あれかこれかに絞り込む。行政の、行政サービスの役割をどうしていくのか。いままで市が背負っていたものを、市民の皆さんと協働でやるためにはどのようにしたらいいのか、我慢を強いる内容が多いわけであります。

これらの取り組み状況がどうなっているか、大きく提言に基づくアクションシートと、行財政改革に関するアクションシートということでわかれて個別な展開を、記載をしておりますが、この項目別に、この自立推進計画の変更がなされたものがあれば変更がある、計画をしたけどもそのとおりにできなかった、いわゆる未達成だ。計画どおり達成をされた。こういうことがわかるように、項目別、所管別に、この推進状況についてお答えをいただきたいと思います。

それから2つ目は、この自立推進計画に載っています、財政推計についてであります。

平成17年から32年までの期間、この期間の美唄の財政がどのように推移していくかということを推計をしたものであります。

私はこれまでの議論の中で、特に公共事業の20億円のいわば確保策、20億円ありきということがいかなのかと。積み上げをしていって、そしてこの公共事業の圧縮を図るべきでないか。あわせて地方交付税が、特別交付税含めて70億円今後、確保できるという、そういう計画が、果たして現実にあったものだろうか、こういうことを指摘をしてまいりました。

17年、そして18年を迎えて、この財政推計について見直す考えがないのかどうなのか、この辺についての考え方を、お答えをいただ

きたいと思います。

次に、推進管理と報告責任についてであります。

この自立推進計画についての推進管理については、推進管理体制を含めて、自立推進計画の9ページに記載をされています。

推進管理体制をどのようにしていくのか、そして今後、そのことをどのように、実現に向けてどうしたらいいのかということに記載をされているわけであります。

私はその中に書いていることが、具体的に実践をされているのか。あわせてこの書かれていることを報告責任として、関係者、そして市民各位にこの経過についての進捗状況についての説明をする責任が、市長にはおありになるのではないかと、こういう立場で質問をしたいというふうに思うわけであります。

自立推進計画の1番目にすでに質問をいたしました、進捗状況を図るということも1つでありますし、あわせてこの美唄が、この推進計画を実行しなければ、美唄が自立できないという、重い課題を背負っているのだとすれば、常に市長がそのことを把握して、未達のところについてはその要因を分析をして、的確な指示をしなければならないわけであります。

スタッフの充実こそ必要であり、これを減じるようなことは断じてあってはならない、私は部署だと思っております。

これらの管理体制、示したとおりにしているのかどうなのか、このことについてひとつお答えいただきたいこととあわせまして、この自立推進計画は、まちづくり委員会、市民

の有志の皆さん方が参加をして、各部門ごとに真剣に討議をしてまとめられたものであります。

これらのまちづくり参加市民に対する状況報告をしっかりすべきだということであります。

それと、広報を通じて、市民全般に対する進行管理の状況をお示しすべきだということとあわせて、この議会に対して、報告責任を明確にすべきだろうというふうに思うわけがあります。

市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

大綱３点目は、ごみ処理行政についてであります。

私は第１回定例会で、このごみ処理行政について、かなり詳しく市長にお尋ねをしています。

当然、市民１日１人当たり処理量が１,２３４グラム。このわかりやすい数字の処理量があるわけでありすけれども、これらのごみ処理にかかわって、３月のお答えでは、収集運搬費が一般ごみで１億１,５００万円、資源ごみで３,２５０万円、中間処理費が１,７５０万円、南美唄の最終処分場の維持費が５,４５０万円。２億円を越える経費が年間かかっていることと合わせて、南美唄にある焼却場の解体経費。単独で実施をすれば３億円かかる。お金がないから休止後もそのままの状態であります。３億円かかる。

一般財源の持ち出しが、これだけで１億２,０００万円かかる。あわせて、現在茶志内に建設中であります、新しい最終処分場、２３億円程度お金がかかったものであります、来

年の４月１日には供用を開始をします。

この開始をする最終処分場の借金の総額が、利子を含めて２０億４,４００万円かかる。交付税の措置がありますけれども、このように平成１７年度の決算統計、全国一律やります決算統計で、財政の方にお聞きをしますと、収入が少しありますから、しかし、投資的経費分を除いて、ごみの処理費にかかる税等の一般財源の投入額２億２,２００万円という数字を、お聞きをいたしました。

これらが、毎年美唄市の必要経費として出ているわけであります。

このごみ問題。いかに人口が減少傾向に入っている、市民１人ひとりにかかわる問題でもありますし、このことを、このごみの有料化の問題について、１日も早く、市民の皆さんにメッセージを示して、具体的に議論をいただくような体制を講じるべきだ。

自立推進計画にあります、平成１８年度の家庭ごみの有料化ということはどうなったんだ。このようなことを市長にお尋ねをしたわけがあります。

市長は、平成１９年度を目処にしたい、有料化についてはそういうご答弁をされました。そしてその前段、いま審議会に諮問案を検討していただいているというものもあったわけであります。

そこでお尋ねをしますが、この美唄市廃棄物減量等推進審議会、審議会で示した諮問内容、これは昨年中にすでに諮問案として出されているわけでありすが、諮問内容とあわせて、審議会の議論経過、そして答申がすでに９月５日に答申をされたと承っておりますが、この答申内容、お示しをいただきました

いと思います。

次には、この審議会の答申後、すでに答申をいただいているというふうに思いますから、その後、9月5日以降、市として具体的にこの答申の実現に向けて、どのようなタイムスケジュールを組んでおられるか。

2つには、この答申を受けて、当然実施計画を市としてお立てになるでしょう。これらの策定状況がどうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。

そして、この家庭ごみの減量化・有料化あわせてごみ処理基本計画に定めております、さまざまなごみ施策、これらについて予算にどのように反映をするお考えなのか。来年度の予算ですが、それぞれご答弁をいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員のご質問にお答えします。

初めに、平成19年度予算編成について、財政環境の認識についてであります。平成19年度につきましては、歳入では交付税制度の抜本的見直しが予定されており、見通しが不透明である一方、歳出では、国保支払準備基金への償還が必要となるほか、市立病院会計における不良債務の増加や、財政調整基金をはじめとする基金が底をつく状況にあるなど、これまで経験したことのない財政危機にあると認識しております。

次に、予算編成の基本的考え方等についてであります。まず、予算編成方針の留意点につきましては、基本的考え方として、市民との協働による自立の道を歩んでいくことのできる地域社会づくりを進めるとともに、持

続可能な自治体経営をめざすこととし、自立と協働の推進、重点施策の推進、単年度収支の黒字化の実現、将来負担の適正化の4項目を掲げたところであります。

次に、平成18年度決算見込については、一般会計につきましては、歳入では普通交付税が予算を上回ったものの、特別交付税については厳しい状況にあること。歳出では引き続き原油価格の高騰により、燃料費や除排雪経費の増が見込まれるなど、極めて厳しい見通しにあることから、市税の確保をはじめ、より一層の経費の節減を推し進め、収支均衡に向けて努力してまいりたいと考えております。

市立美唄病院事業会計、不良債務につきましては、単年度で1億円を超える増加が見込まれるところであります。引き続き厳しい状況にあります。

また、第5次経営健全化計画に伴う、特別交付税措置については、従来12月交付であったものが本年度から3月交付へと変更となったところでありますので、引き続き指定継続に向けて要請してまいりたいと考えております。

次に、不足財源の捉え方についてであります。平成18年度当初予算と比較しますと、歳入では地方交付税及び臨時財政対策債、あわせて1億7,000万円の減、基金繰上金が1億円の減、財産収入が1億8,000万円の減など、歳出では公債費が1億3,000万円の増、基金への償還金が1億円の増など、収支不足額として現時点で6億7,000万円程度と試算いたしましたが、予算編成に当たりましては、徹底した歳出削減と歳入確保を図り、単年度収支の均衡を目指すこととしております。

次に、各種基金、長期繰替運用の残高見込みについてであります。平成 18 年度末で 14 億円程度であり、それぞれ償還計画を定めておりますが、基金の設置目的に支障が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、債務負担行為支払い繰り延べについては、平成 16 年度及び 17 年度の 2 年間であわせて 2 億 4,500 万円を繰延いたしました。平成 18 年度以降、一部支払い期間を見直した上、支払いを行なっているところであります。

次に、まちづくり基本条例素案第 25 条についてであります。この条文の考え方は予算編成及び執行に当たり、まちづくりプラン後期基本計画を基本とすること、中長期的な財政見通しを明らかにすること、予算説明書をはじめ、財政公表の充実など、十分な説明責任を果たすこととあります。

予算編成に当たっては、この考え方を基本として進め、その内容については国や先進事例の動向を踏まえながら、分かりやすく提供し、市民との情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、自立推進計画について、計画の進捗状況についてであります。自立推進計画は、本年 3 月改定時での掲載項目数が、120 項目となっており、平成 17 年度については、予定分 17 項目のうち、「一般職給料等の見直し」など、16 項目を実施し、率としては 94.1% となっております。

またこれに加えて、18 年度予定分の「使用料金等の設定基準の作成」「使用料金等改定期の設定」「市民バス広告」の 3 項目及び 19 年度予定分の「公共サービスの分類基準の策定」「補助金交付基準の策定」の 2 項目を前倒

しして実施しており、17 年度合計では 21 項目を実施。効果額については、現在精査しておりますが、おおむね 1 億 8,000 万円程度と見込んでおります。

次に、平成 18 年度については、予定分 50 項目のうち、11 月末現在で、17 年度前倒し実施分のほか、「指定管理者制度の導入」など、あわせて 24 項目を実施、率としては 48.0% となっております。

なお、「アルテピアッツァ美唄の冬季間閉館」については、交流のまちづくりを進める上で、通年会館とすることとし、とりやめいたしました。

次に、各部ごとの 17 年度及び 18 年度をあわせた実施状況について、本年 11 月末現在で申し上げますと、総務部は 15 項目のうち、「一般職給与等の見直し」「職員定員適性化計画の策定」など、7 項目を実施、率としては 46.7% となっております。

市民部は 10 項目のうち、「し尿処理場や火葬場の指定管理者制度導入」など、7 項目を実施、70.0%。保健福祉部は 10 項目のうち「生活館やへき地保育所の指定管理者制度導入」など、9 項目を実施、90.0%。商工交流部は 7 項目のうち、「交流拠点施設やピパオイの里プラザの指定管理者制度導入」など、4 項目を実施、57.1%。農政部は 4 項目のうち、「営農改善センターや開拓婦人ホームの指定管理者制度導入」など、4 項目を実施、100%。都市整備部は 3 項目のうち「公営住宅使用料の減免見直し」「和田公園の指定管理者制度導入」の 2 項目を実施し、66.7%。教育委員会は 16 項目のうち、「放課後児童施設負担金改定」「アルテピアッツァ美唄の指定管理者制度

導入」など7項目を実施し、43.8%。消防本部は「消防団の再編」「消防手数料改定」の2項目が未実施となっており、合計では67項目のうち40項目を実施、59.7%となります。

次に、財政推計に関しては、必要に応じて見直すこととしており、現在国において新型地方交付税の創設が予定されているなど、見直すべき要素があることから、平成19年度予算編成の中で、歳入・歳出の各項目を整理した上で、改めて推計を行ないたいと考えております。

次に、推進管理と報告責任についてですが、計画の推進管理については、地域経営室において、毎年度担当課とのヒアリングを実施して、進捗状況及び今後の進め方の確認を行なうこととしております。

これまでの進捗状況に関しては、本年5月の市広報紙において、改訂版の策定と平成17年度の実施項目数をお知らせしたところでございます。

この計画については、毎年度必要な見直しをしていくこととしており、見直し結果や進捗状況をまちづくり委員会に参加していただいた方々をはじめ、市民の皆さん、市議会の皆さんにご報告したいと考えております。

また、職員に対しては、着実に計画を推進するよう、庁議、課長会議、ヒアリング等を通じて徹底を図っているところでございます。

私はこの計画の推進に当たっては、市民の皆さん1人ひとりの理解と協力が何よりも不可欠であることから、「協働」を基本としてさまざまな機会を捉えて、報告や意見交換に努めながら、計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理行政について、廃棄物減量等推進審議会の議論についてであります。環境への負荷の低減と限りある資源の有効利用について、持続可能な循環型社会を形成していくことが求められていること。また、廃棄物の発生抑制やリサイクルを進めることが重要となっていることから、平成17年7月29日付けで審議会に対し、「家庭ごみの減量化施策と、その方策としての有料化」について諮問いたしました。

次に、審議会の議論経過についてですが、平成16年12月に審議会を設置し、平成18年8月まで8回の審議会を開催し、家庭ごみ減量化やリサイクルの取り組み状況、不法投棄対策、手数料の減免、ごみ処理費用の市民負担のあり方などについて協議がなされ、9月5日に「ごみ減量化の有効な方策として、家庭ごみの有料化を実施すべきである」との答申をいただきました。

答申内容は有料化の対象となるごみの種類、手数料の負担方法や徴収方法、指定袋の種類や基準、手数料の減免などを内容とし、不法投棄及び不適正排出対策などについての付帯意見がありました。

次に、市としての取り組みとスケジュールについてですが、現在答申内容を踏まえ、減量化目標や減量意識の啓発、資源化・再使用の促進、生ごみの減量化などを内容とした、家庭ごみ減量化・有料化実施計画書(案)を取りまとめております。

今後はできるだけ早い時期に、ごみの減量化や有料化に関して、市民のご理解をいただくための説明会を開催し、実施計画の策定に取り組んでまいります。

なお、有料化につきましては平成 19 年度を目途とし、予算への反映については庁内協議を進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 紫藤議員。

●18 番紫藤政則議員 一通りご答弁をいただきました。

何点か重ねてお尋ねをしたいと思います。

順序がちょっと逆になりますけれども、ごみ処理です。

いまのご答弁では、19 年度を目処に、これからどう予算に組み込むか検討すると、まさに予算編成ということになるわけであります。

いままでの、私がこの場での議論を通じてお話していた、そしてそれにお答えになっていた答弁と整合性が保たれているわけであります。

そこで、この作業は国勢調査で 2 万 9,083 人。現在 2 万 9,000 人切りました。2 万 8,700 人か 800 人ぐらいなったんですか。

この市民すべてにかかわる影響がある。全戸に影響が出てくる内容であります。

そして、この説明、ひとつ説明するに当たりまして、具体的にあなたのうちはどうなるんですよということを示して具体的な説明に入らなければなりません。

いままでこの有料化についてどういうお考えかということ、これは前の市長からですが、深川の例を参考にされて、最初は 1 世帯年間 1 万円ぐらいの負担になるだろうか、最近では 7,000 円ぐらいだろうかというようなのも、議論が出されております。

このご負担をいただくという説明と同時に、この説明がひとつのこの美唄の、いまの置かれている現状を説明する場にもしなければい

けないでしょう。

これは 543 億円の実質負債を抱えるこの美唄という実態を知っていただく機会にもしなければいけないでしょう。

具体的なもので中に入ることが必要だと思うんです。

いまのご答弁でいくと、これからやるというんでしょう。その実施計画。答申案には、有料化について明確に方向を示しました。事業系のごみについても言及されているようがあります。見直すべきだと。

しかし具体的に幾らにしろというのは、答申案にはないわけで、これは行政側の行政責任でそのままとめなければならない。

これ、9 月 5 日、そしてこの 9 月 5 日に答申案が出る前にすでに内部の議論というのは、当然事務局もああやって進められているでしょうから、この間どんな作業をしてこられたんですか。

ちょうど、最終処分場をめぐる職員の不幸事があったから、それらとちょうど合うんですけれど。

これ 19 年度からやろうという、そういう議論というのは、ことしの 3 月に市長が、私の再質問で答えられたんです。それ以降、当然 19 年度に向けて手順、手続きを踏まえていこうという準備をなさるはずではないですか。

それがなぜ滞っているか。完璧な状況ができていないのかわかりませんが、先ほどのご答弁では、実施計画、これからやる、議論をしている最中だということです。

もう地域に入っていないといけない時期ではないですか、もうこれ。このあとは地域説明会も、まち懇もあったでしょう。ちょう

ど答申以降もあったはず。その作業がなぜ滞っていたか。それは、今後の作業ということで、私はさまざまクリアしなければならない課題が多いだらうということです。そういう意味で、19年度実施はぜひ万難を排してやるべきである、そういう立場であります。

そして、その際美唄のこの財政状況・環境、これらもしっかり市民の皆さんにご説明すべきだろうと。

いかにこの有料化を契機にして、二十数億円かけた最終処分場の延命を図るか。期間を多く使えるようにするか。そして多くごみを出す人も、少ない人も、いま一緒に無料ではなくて、それぞれ負担の公平を図るためのものであるということやら、あわせて今後の焼却施設のあり方やら、それから堆肥等の転換等も考えていた生ごみの処理の問題やら含めて、今後どうするかということも含めて、お示しすることとあわせて、美唄の状況をしっかり認識してもらう。

よしそれであれば本当に苦しい状況だけれども、有料化に賛成したい、こういう声が出るように、頑張ってもらわなければならない。

あわせて、この年末年始、私どもは多くの市民に会います。美唄市の市政が、このごみの有料化踏み込むよ、そして今現在、こういう具体的な内容を考えているよ。そのことを我々20名が地域に散って、市民の皆さんに尋ねられたときに答えられる体制もつくっていただきたいと思います。

私はそれが議会の議員としての役割のひとつだと思っているんです。反対・賛成という以前に。

だから具体的なもの詰まっているのがあっ

たら、この場でお出してください。ぜひそれを受けて、まだだと言うのなら、いつまでどうしていくのか。先ほどタイムスケジュールのご答弁ありませんでしたから、お示ししたいと思います。

それから、予算の問題ではありますが、これは市長のご答弁にもありましたように、新しい交付税、新交付税の算定というものが、平成10年度から出てくるということも言われております。

そして、夕張のこの財政破綻、この問題を契機にして、地方自治体のこのいわば破綻防止のためのルールづくり、これらが進められているわけであります。

このような状況下で、ようやく美唄市もこの夕張問題を契機に、ことしの6月、新聞に出たのは6月9日か10日ぐらいだった。それを契機に、美唄大丈夫だろうかということ、市民の皆さんが心配するようになった。

私は、それこそお舅爺さんのように、心配をずっとしてきた。潜在赤字がどうなっているかということも申し上げてきた。

しかしこれが、夕張問題を契機に全体のものとしてなった。そして市長もこれを他山の石としようと、人事ではないということをおっしゃった。

それらを踏まえた19年度予算ということになるわけであります。

先ほど、6億7,000万円からの当初見込まれるであろう、いわば不足財源。これについては徹底した歳出の削減と、歳入確保でありたいと言ったと。毎年徹底した歳出の削減をしているんです。毎年。

徹底した歳入の確保をしているんです。

こういう一律、一括押し並べて表現では、これはこの不足財源どうするかという議論に対するお答えにならない。

1つは、私はまず1つはこれ従来から言っていますが、赤字を隠すべきでないということでもあります。

予算は、法律によって収支均衡を図らなければならない。赤字の予算は出せないんです。

しかし、どうしても最低限しなければならない歳出を計上して、入りを図って、そして出るを制するというのが本来だと思うんですけど、入りを図って出るを制するんですけども、それでもなおかつ足りない場合、ここに赤字含みの財源を組んだということを明確にする赤字予算を、私は出すべきだと思います。

あとでわけのわからない操作をすべきでないということが1つであります。

それからもう1つは、公共事業です。公共事業の問題は、私はずっと言ってきましたが、すでに道の駅構想、初年度100万円、次年度50万円。その率でいくと来年度は0円になると、こういうことになるんですけど、この道の駅構想、これらを凍結をするというこの明確な方針を出すこと。

私は大きくこの2つが、この平成19年度の予算編成に当たって市長がリーダーシップを取って方針を示すべきだと思います。

生き活きた活力あるまちづくりの前に、持続可能な地域社会をどうつくっていくかということを示すスタートの年にすべきだろうと、そんな意味で、財政の状況を詳らかにする予算にすべきだということ。

そして、今後公共事業については、甘い期

待はできないということを身をもって示すために、凍結宣言をすると、このことが大事だと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

自立推進計画でありますけれども、これはずっとご答弁を聞きますと、そこそこがんばっておられるなということです。

これ、個々の内容を、私は109と言ったけれど、ご答弁では120という答えでした。この自立推進計画にある、個々の事業ごとの点検をしなければ、これは果たして進捗はどうなっているのかというのはわからないわけです。この場で1つひとつやるということになりますと、これ1日かかりますから、これは避けたいと思います。

ただ、市長ご答弁されました。私もこの自立推進計画ができるときにずいぶん申し上げた。基準の設定の問題。

公共サービスの担い手について、基準設定をなさったということです。基準設定づくりというのは、この計画にありました。基準設定をして、個々の公共サービスはこのようにしたいという、具体的なものもおつくりになったという理解でいいのでしょうか。

補助金の交付の基準というのはもうずいぶん早くできています。予算のたびにつくっているというのもあります。しかし、どこをどうしたいという、そういった基準に基づいて、個々の補助金についてどうしたいということを、すべての補助金、聖域なき考え方で、整理をされたんですか。

具体的なことを2つ申し上げました。

この自立推進計画の推進に当たって必要なことは、この計画が達成されなければ美唄の

自立がならないという思い、1つ。もう1つは、声の強いところ、影響力の大きいところに目こぼしをすると、こういうことのないものにしなければいけません。扱いは、公平を欠いてはいけません。特例をつくってはいけません。そのことが必要です。そのために、すべての状況について、政策的要素が強いです。

長がそのことを、部下任せにしないという姿勢がなければできません。そう思いませんか。

この辺、個別に点検していった場合にどうなるかということはまたの機会にいたしたいけれども、いま申し上げた点について、具体的には2つ申し上げた。基準づくりは個々の内容も含んだものなのか。基準に基づけばこうなるということで含んだものなのか。それと、トップとしての不退転の決意とリーダーシップ、こういうものが必要だという部分です。

財政推計は、これは答弁は必要に応じて見直すといったか、そういうご答弁。必要に応じて見直すということです。必要がなければ見直さないということだろうか。

改めて推計をしたいということですが、市長、現時点でこのままいくというお考え、見直さなければならないというお考えなのかどうか、そこだけ答えていただけますか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

最初にごみの問題でございますけれども、有料化につきましては、私は平成19年度目途にということで、これはいま作業が若干遅れ

てございますけれども、現在この実施計画案ほぼでき上がっている状況でございますけれども、これを精査しまして、当然市民のコンセンサスを得ることが一番大事なことでございますので、これにつきましては議員おっしゃられるように美唄市の財政状況、それからごみの新しい施設の延命策、それから減量化というのがいかにこれから必要かというようなことも、十分説明しながら、この辺りは市民に、これはいまは現在の1月中に市内に行って説明会をしたいと、このようなことを考えてございます。

なお、周知時間等もありますので、この辺りの実施については、若干その年度、4月1日にはちょっと難しいかなと、この辺りは若干流動的なものがあるかなと。

いずれにしても19年度中の有料化に向けて、全力を挙げてこの説明会等を開催してまいりたいと考えてございます。

それから2点目の自治体の破綻ということで、夕張問題に端を発し、俗に言う産炭地の問題があります。

全国的に、いま地方自治体がこれからどのような運営をしていくかということが、国においても非常な、精力的な改正をされているということで、今回公債費の実質比率、新たな設定をされたということで、私ども下水道にかなり設備投資したという関係もありまして、この比率が23%台ということで高率になってございます。

このような事態でございますので、これからは公共事業に関しましては、本当に厳選する、緊急性のあるものととどめる、このような方策を採らなければ、私どものこれからの

財政運営では成り立たないという状況でございますので、公共事業につきましては、量的にはある程度減少せざるを得ない、縮減体制をとらざるを得ないということで、現在下水道の整備の見直しとか、そういうものを各部署において指示をしているところでございます。

なお、道の駅という部分で、具体的にありますけれども、これにつきましては、先般事業費等を、私どもはこの辺りは5億5,000万円推計しているという話もしましたが、これにつきましても事業費の見直しをしながら、これは私取り止めという意味ではなくて、この辺りは事業費の見直しの中で、どうしても美唄市に必要なものであるという私の認識でございますので、手法についていろんな形で検討してまいりたいと。

ただ、これについてはそういう中で、ソフト事業等を重視する中の道の駅を実現したいと、このことにはご理解願いたいと思っております。

それから、自立推進計画の中で、公共サービスの基準、それから補助金の基準、これらをつくりましたが、具体的に個々の作業には入っていない現状でございます。

この自立という問題でございますけれども、現在地域医療や厳しい財政状況など課題が山積しておりまして、今後も個性と活力ある自治体として自立していくためには、市民の皆さん、市議会の皆さんと共に力を合わせて、この難局を乗り越えていかなければならないと考えておりまして、私はその先頭に立ってしっかりとリーダーシップを発揮していかなければならないと、改めて決意しております。

そのための基本となる方策がこの自立推進計画でありますので、全力を挙げて推進してまいりたいと考えているところでございます。

財政推計につきましては、この推計をつくる際、必要に応じて見直しをするということの表現をしてございます。

ただ、今回いろいろな部分で交付税の問題、それからいま言ったような公共事業の今後の問題もありますので、これは19年度の予算編成の中で整理して、その後見直すという方向で、これは考えてございますので、これは見直さなければいけない状況にあるということで、私どもは認識しております。そういう方向で進んでまいりたいと思っております。

●議長長岡正勝君 紫藤議員。

●18番紫藤政則議員 家庭ごみの有料化の問題。大至急取り組んで、4月1日は無理でも、19年度中にやりたいとこういう方向を示された。

この間何していたんですか。現場大変じゃないですか、これ。1月にやるんですか、説明会。

それと先ほど申し上げましたように、でき上がっているような、いないような、その実施計画です。大体できていると、こういうことですから、これは市が、先ほど言ったように審議会は審議会で、具体的に家庭幾らにしると、処理費の何パーセントと、こういうような具体的なものを審議会の答申では示していないわけです。先ほどのご答弁の中で。あとは市が、リバウンドの例もありますから、リッター当たりの、何リッターの袋になるかわかりませんが、70円か80円のやつを40円だか45円にしてしまっただけ、安すぎたか

らという表現というのはどうか分かりませんが、リバウンドにならないように。ある程度のリバウンドはあっても、安定していくように。不公平感にならないように。そして処理費の問題との兼ね合いをして、十分詰めているはずです。

これ、美唄がオピニオンリーダーではないです、これは。有料化実施している市、これもう 30、いま幾つあるのか。北斗市入れて 34 市になるんですか。35 になるんですか。23 がもうすでにやっている。一番早いのは平成元年伊達です。

夕張はこれ再建で、やるんです。夕張は。旭川もこれ、来年やるということ決めている。実施時期を明示するということがまずスタートでしょう。いろいろやりながらこうやるんではなくて、いつからやりますということを言うのがはじめでしょう。そしてそれから準備をどうするかではないですか。しっかりと組み立ててください。私はここで指摘をするしかないんですから。これらの先進事例もこれありで、国も一生懸命有料化と言っています。

交付税の清掃費の基準財政需要額、これらの積算の中でも、いずれ有料化の、いわゆる収入の見直し入ります。いまは 1 割ですけれども。経費の 1 割入ってきます。国はそう後押ししているんですから。

交付税減額につながる可能性を占めています。これらの問題は。押し並べて。

だから私せつかくの機会だから、私どもが市長に変わって、このぐらいになるぞと、大体いつからだ、こういうことをこの年末年始お話ししたいということだったんだから、ひ

とつ固めた、できつつある中身の部分、示してください。

何もこれからだということないでしょう。時間ないんですから。この際総がかりでやっていかなければならないことではないですか。変です。私どもは有料化反対とこういう立場かもしれません、本当は。市長がやりたい。ぜひここまでやりたい。自立できないから。私よく考えたら変だと自分で思っています。言っていることが。

私は美唄のために、全体将来考えたらやるべきだということをずっと 2 年、3 年前から言ってきた。前の市長も最初渋ってしまして、市長になればいやだなということはよくわかります。いやなことを言うのが市長です、いまの時代。

しっかりとした時期設定をするということ。その間に、私どもも大いに使って、市民の皆さんにご理解をいただく。是非は別です、是非は。反対の方もいらっしゃるかもしれない。こういう考えでいるんですよ、来年の大体何月ごろには、こういうことで 1 世帯当たり、いま 1 世帯平均 3 人じゃないですね、2.45 人になりましたか、1 万 1,000 人台になりましたから。世帯が 1 万 1,000 世帯になりましたから。大体お宅では、これぐらいのご負担いただくことになりますよということを言ってください。

まち挙げて、全市を挙げて、1 つ前向きでこの問題を取り組みましょう。ちょっと時間ずれているけれども、しょうがないでしょうこれ。頑張っというふうにしななければならないではないですか。

それから、予算ですけれど、お答えになっ

ていないです。赤字をきちっと出す、スタートにきなさいと言うこと私申し上げた。いま返さなければならぬもの返せないでいるわけです。さっき言った基金も。債務負担行為の繰延もまた少し延ばさなければならぬ。病院も新たに、新規の赤字が出てくる。大問題抱えている。

何を優先するか。何がいまやらなければならないのか。

そのために、誰が何を判断をして指示をしなければならぬのではないですか。市長の役割ではないですか。

先送りが今来ているんです。

桜井市長になってからこういう状況になったわけではない。ひどくなっている要素もあるけれども、多くは積み重ねできている。1つひとつの、それは先送り体質できている。

議会が何も指摘してこなかったんじゃないか。夕張の状況を見てごらんください。議会は今もう町内の、町内会長にも悪いぐらいのことを言われているんですよ。町内会長が、夜集まってやる程度でよろしい。町内会長に失礼なことかもしれませんけれど。いらぬと言われている。長が出したことを追求する機関だったんじゃない。そこで真剣に、将来のことを考えた議論があったのか。だからこうなったんだろうということです。

私は少なくともかかわっている以上はそう言われたくない。いやなことを申し上げてきたのはそのためです。ただ、なかなか議会全体のものにならないんです。これが。これが、私は情けないけれど。私はこの仕事をするなと言う。ご負担をあげろと言う。市民の皆さんにご負担をあげるべきだと言う。それを早

く示すべきだと言う。

いまの当初予算に赤字を計上する。赤字、実質赤字だということを、これそれぐらいの気持ちを市長が示さなかったら、原課でそんなきませんよ。

基準の問題も、原課で何やっていると思いますか。一生懸命になって削りにかかっているんです。6億7,000万円浮かさなければならぬから。

でもそのときに、ここでいう設定基準なりが、きちっとしたものとして認識をされて、扱いが全職員同じ気持ちで対応しているのかどうなのかです。そういう状況になっていますか。

私は、けんかをするつもりもまったくありません。市長の、ひとつのリーダーシップを発揮していただきたい、こういう思いでありますから、お答えいただきますか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員のご質問にお答えします。

ごみの有料化の問題で、9月5日に答申をいただいてから、担当課で家庭ごみの減量化・有料化実施計画案を取りまとめたところでございます。

ただ、おっしゃられるように、スケジュールが若干遅れているということで、1月という中で、いま説明会等予定してございますけれども、その内容等につきましては、もう少し検討させていただきたいということで、時間をいただきたいと思いますと考えてございます。

それから予算でございますけれども、赤字予算を組むかどうか、この辺りは過去も本当に美唄市の財政状況厳しい中で、この赤字予

算を組む、赤字決算にするとか、こういうような手法が、やはり1つの選択肢かなということも考えてございますけれども、しかしいま美唄市がおかれている状況というのは、非常に、例えば病院の統合問題を1つ取りましても、この赤字決算と赤字予算を出すような状況の中では、話が進まなくなるような、その恐れもあります。

そういう意味では、いまは何とか私ども必死にいろんな手法を講じながらも、これは赤字を隠すという意味ではなくて、いろんな形で、私は正規の手法で、これは何とか黒字、均衡を保っていかなければいけない。その中ですべての面で経費の見直しをしなければいけない。これはより一層徹底してやらなければいけないなということで、今回の予算編成の答申に、やはりいままで以上に徹底した歳出削減と、歳入の確保、これを柱として入れた部分でございます。

これは何とか均衡予算を保ちたい、こういう部分でご理解願いたいと思います。

それと、いろんな補助金とか、それからサービスの問題の設定基準につきましては、基準をつくったものを具体的にこれが共通認識となっていないというようなことでございますので、これにつきましては庁内的に、1つの共通認識に立つように、これは周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

●議長長岡正勝君 紫藤議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 特に発言をお許しい

ただきまして、ありがとうございました。

ごみの問題ですけれど、私はこの有料化の問題を、議論をしてから、ほかの状況、取り組み状況やら国の環境省が出す環境白書、ごみ白書なんかをこう見ておりますが、あわせてこれにかかわるさまざまな書物が出ております。

特に名古屋とか、それから岐阜とか、これが先進事例として取り上げて、ごみ改革、ごみの排出を半分にしよう。そして資源化を倍にしよう、こういうようなごみ改革。日野市です、これ日野市なんかやっているところです。ずいぶん勉強もさせてもらいましたが、そこにあるのが、共通しているのが、職員の熱意もあります。だけれどもやはり選挙で選ばれた市長、トップの思い、リーダーシップです。ここが人を動かす、市民を動かすんです。共鳴を呼ぶんです。

仕方なしに仕事をするか、前向いて目を輝かせて仕事をするかには大きな違いがあることです。

地域に入るにしても、具体的に状況を説明するにしても、そういったまずベースがなければ、人の心は響かない。私はそう思っています。

私は原課の皆さん方、大変準備もしっかりされておられると思うんです。いろいろ資料をいただいたりすると。

なぜ指示出さなかったんですか。仕事とめたんではないですか。課長にお話聞きましたら、私どもは来年度無理だとううお話ししたと言うんです。私どもは無理だとお願ひしたと。市長が、それではだめだから、19年度無理してもやろうと、こういうことだというこ

とです。

事務方が準備ができなくて、それを市長が判断をしたと。だからその話聞きました。市長は、事務方の段取り不足を把握をしつつも、19 年度に踏み込むということだったんだなとこう感じたんです。

内部の話はいいんですけど、冒頭言った市長ご自身のこの有料化に対する思い、姿勢。これは大事です。

ここのところひとつ時間がない中で進めなければならない。いま何度聞いても具体的なものと実施率とか出さないんだから、出さないんだからもう出ないんでしょうけれども、せっかくのこの年末年始の機会、もし実施計画がつくられれば、早急に私どもの手元に、目に届くようにするように、この辺の配慮をしてください。

具体的なものを出して、先ほど言ったようにわかりやすい説明できるように、これからそのことは議会が意思機関として決めなければならないことです。

いいですか、条例改正が伴うんです。料金設定しなければいけない。

しかし、市は現時点でこういったことを考えている。考え方をまとめましたよという立場ですよ。議会ももうこれでいいと言ったって、こうではない。議会は審査機関としての責めがありますから、それはしかるべきやらなければいけない。

これをちょっと約束してくれませんか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 ごみの減量化に伴う有料化につきましては、平成 16 年 12 月から 8 回にわたりまして市議会の皆さまにご苦勞をか

けながら、長い期間の検討をしていただきました。

このようなことを答申を受けまして、私ども有料化に踏み切る決意でございますけれども、当然市民のコンセンサスを得るような内容でなければならないと、そういうことで、今後市民、そして議会にもきちっと説明責任を果たせるような資料づくりを、当然説明会に入る前に作成しましたら議会の方に報告させていただきます、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

7 番土井敏興議員。

●7 番土井敏興議員（登壇） 第 4 回定例会にあたり、大綱 4 点について市長並びに教育長にお伺いします。

まず、大綱 1 点目の環境問題における省資源対策等についてであります。大量生産、大量消費、大量廃棄による環境汚染や地球温暖化、さらにはオゾン層の破壊をもたらし、地球的規模の環境問題をひきおこし、人類の生存基盤にまで影響を及ぼすに至っているといっても過言ではない現状にあると言えます。

こうした事態に歯止めをかけるべく、京都議定書が採択され、昨年 2 月に各国の基準により発行されたところであります。

省資源、省エネルギー等の環境負荷の低減には、地域から地球規模にまで及ぶ問題として、その解決には行政、事業者、市民等が協力し、一体となって取り組むことが求められているところでもあります。

そこで、以下 4 点につきまして、市長の考えをお伺いたします。

1 点目は道内においては 43 市町村が策定

している温室効果ガス削減に関する本市の実行計画の取り組みについて。

2点目は環境汚染・破壊の源にもつながる不法投棄対策等について、有料化も視野に入れどのように取り組んでいるのか。

3点目は、市内で行われている大型イベントの数やスーパー、コンビニなどの店舗数や主催者や事業者に向けた環境配慮及び温暖化防止の取り組みの促進について。

4点目は省資源、省エネによる循環型社会を構築するためにも、3Rに加え、「リフューズ」(断る)と「リペア」(修理)を加えた5Rも最近では提唱されていますが、そうした上に立ったエコライフの充実策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。農水省は農業制裁においても、「トレーサビリティ」「ポジティブリスト」導入など、国民の生活や環境に配慮した取り組みを進めておりますが、明年度より本格的な直接支払い制度による非農業者も含め、地域及び集落一体となった農地・水・環境保全向上対策の取り組みを進めようとしています。美唄市の取り組みの現状と今後の対応について伺いたしますが、まず美唄市として、これらによる環境保全効果をどのように考えておられるのか。

現在までに構成された組織の数及びその名称、組織ごとの構成員数について。また、対象となる面積についてはどのくらいと考えているのか。

そこで、基本となる市の計画づくりはどの程度進んでいるのか、まとめ上げるのはいつ頃と考えているのか。

さらには、すでに実施されている、中山間地域と直接支払制度と重なり、二重支払いとなりはしないかという声もあり、この点についてと、本市に対する支援総額と市の負担はどの程度となり、これらが当初の予定通りの支援費が、国や道をはじめ、執行が可能であるのかどうか伺いたします。

次に、現在整備中の一般ごみ最終処分場の進捗状況について、各分野ごとの進捗や供用開始時期についてと、周辺道路の整備対策等についても伺いたします。

大綱2点目は、交流拠点施設等についてありますが、市長並びに教育長にお尋ねいたします。

まず、ピパの湯ゆ〜りん館の状況についてであります。開業から今日に至るまでの入館者数及び月平均の利用者数についてと、本年ゴールデンウィーク前に浴槽のかさ上げをした後の利用者の評価はどうであったのか。

また、明年秋に三笠市の道の駅横にワンデイスパが誕生すると聞いておりますが、どのような施設であり、また、ゆ〜りん館への影響等に対する対策についてどう考えておられるのでしょうか。

次に、以前にもお尋ねをしたこともありますが、現在のゆ〜りん館の雪冷房装置の稼働の状況について伺いたします。

次に、登り窯についてであります。昨年の初窯に続き、ことしも先般焼成されたところではありますが、それぞれの作品数や市内外からの持込の形態の状況、あるいは作品のきばえや評価について、それらを踏まえて今後どのように有効活用を図っていくおつもりかも伺いたします。

次に、パークゴルフ場につきまして、これで2シーズン経過をしたわけではありますが、それぞれのシーズンごとの利用者数と月別の平均利用者数、及び利用料の実態についてと、オープン当初の先行投資額や、利用年の維持管理費はどのようになっているのか。

また、課題も生じていると考えるところではありますが、今後の対策についてもお伺いをいたします。

次に、アルテピアッツァ美唄体験工房についてであります。アルテピアッツァ美唄を訪れる人は年間4万人を超えるとも言われており、より充実させる意味においての体験工房を整備中ではありますが、この施設の概要と整備費の見込み、当時の進捗状況についてと施設の運営方法と維持管理費はどの程度と考えているのか。

また、利用開始の時期と利用料金の設定について、さらにはくつろぎのコーナーも設置するやに聞いておりますが、どのような形態で、しかも食事の提供等も考えているのか。であるとするならば、食材の調達等についてはどのようにされるのか。

また、この工房については、どのような形で利用を図るのか、その利用範囲等についてもお伺いをいたします。

次に、大綱3点目の児童虐待についてであります。市長、教育長にご答弁をとりましたが、市長よりお答えをいただければと思います。

近年、全国的に児童虐待が増加傾向を示しており、その背景の環境を見ると子どもを育てづらい、育ちづらい方向に時代変化していると思われれますが、しかしまずは子どもがこ

の世に生を受け、安心して環境を整えることが急務であります。

そこで、児童虐待防止対策に関する認識について、本市の現状と対応と経過、それらを踏まえた取り組みについて。

また、家庭での養育などについても、ことに乳幼児期の養育はその後の子どもの育成に極めて大きな影響を与えと言われ、健やかに成長していくためには、家庭での養育はもとより、地域や社会の支えや、教育が重要と考えるところではありますが、どのようにお考えでしょうか。

以上のかかわりの中で、虐待による不登校児童の事例も報道されているケースもありますが、そういう意味では学校現場との密接な連携が求められますが、どのようになっているのでしょうか。

こうしたことから、児童虐待防止法の改正により、一般住民の通告義務の範囲が拡大されたことを受け、虐待への早期対応が求められ、個々の意識が高まることにより、未然防止へもつながるよう、行政としての実効ある啓発活動が必要と思いますが、お考えをお伺いをいたします。

大綱4点目は教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

最初に、いじめ問題についてであります。この問題は幅が広く、一言では語りつくしえませんが、いじめによると思われる自殺者が急増し、深刻な社会問題となっております。

以下、4点につきましてお伺いをいたします。

まず、本市におけるいじめの現状と認識について、あるとするならばそれらの原因や具

体的な対応等について。

次に、いじめあるいは虐待による不登校についても各地で発生していると聞き及びますが、いずれもその原因となる確信が見抜けていない可能性が高いケースもあり、より複雑化の傾向をきたしているようではありますが、学校と関連分野の密接な連携が求められるところではありますが、いかが対応されているのでしょうか。

また、こうした取り組みに加え、いじめの予防措置が極めて重要であります。いじめは犯罪にも等しい行為であり、近隣市のような事件、事故が起これば二度と取り返しのつかない、またいじめた本人も一生の傷を負っていかねばならない不幸を招くことになります。

一方、教育再生会議において、いじめた側の出席停止等について議論された経緯もありますが、双方に対する心のケアをしっかりとすることが何よりも大事と考えますが、未然防止策についてと、あわせて保護者への支援についてもどのようにされるお考えかお伺いをいたします。

次に、学校の再配置問題についてですが、過去の一般質問、あるいは決算特別委員会においてもお尋ねをしましてまいりましたが、茶志内中学校と西美唄中学校を美唄中学校に統合する時期を、平成 20 年 4 月とお示しがありましたが、本年度に入りどのような取り組みをされ、今後の具体的で明快な対応についてお考えをお伺いいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、環境問題について省資源対策についてであります。本年 4 月から市内の各公共施設の電気・ガス・燃料等の使用料や公用車両の走行量調査を行っているところであり、年間の総排出量を把握した上で、今後温室効果ガスの数値的な削減目標などを定めた、温暖化防止の実行計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、不法投棄対策等につきましては、未然防止を図るため、市内各所に注意喚起の看板を設置し、啓発に努めておりますが、市外からの持込投棄なども懸念されることから、今後も候補地等での周知の徹底、市内のパトロール強化や関係機関、地域の 3 R 推進などと連携を図りながら、方針に努めてまいりたいと考えております。

次に、イベントや店舗等における環境配慮及び温暖化防止の取り組み促進についてであります。市内では歌舞裸まつりなど年間 4 つの大きなイベントがあり、主催者に対しごみの散乱や排出時のごみの分別などについて配慮するよう呼びかけを行っているところです。

また、市内のスーパーやコンビニなどの小売業は、約 30 店舗となっており、事業者等に対し温暖化防止に対する取り組み促進について協力要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、エコライフの充実・強化につきましては、これまで 3 R 推進員を中心として、3 R 運動を推進しているところであり、今後とも省エネのために身近にできるエコライフの推奨に向けた取り組みについて、出前講座や広報紙等を通じ、広く市民の皆さまに周知し

てまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。本市農業の継続的な経営安定と、農業・農村の発展のほか、農業者だけでなく、地域住民等が一体となって活動組織を立ち上げ、生態系や水質保全、農村景観の形成など、農村の自然や環境などを守る、地域共同活動が促進されるものと考えております。

共同活動に対しましては、規約や活動計画の作成、活動の実施などを行うことにより助成金が交付されることとなっております。

次に、現在のところ活動組織と構成員については、中村地域 67 戸・北美唄地域 60 戸・茶志内地域 130 戸・沼幹 1 地域 60 戸・沼幹 2 地域 35 戸・沼幹 3 地域 48 戸・沼幹 4 地域 73 戸・晩生内地域 75 戸の 8 地域が設立されております。

本市における支援対象面積は、農業振興地域における農用地区域の水田、畑、草地が対象となり、合計で約 8,990 ヘクタールとなります。

次に、計画づくりにつきましては、活動の目安となる国や道の「地域活動指針等」がまだ示されていないことから、モデル地区等の現状を参考にしながら、自然環境や農村景観などを考慮し、環境と美化活動等を盛り込んだ計画を考えているところです。

また、取り組み状況につきましては、対象農地の地目や面積等の確認作業ができるよう準備を進めているところでございます。

次に、中山間地域等直接支払制度との関係につきましては、制度の目的等が異なるものの、要件と用途に重複がある場合は、追加要

件を設定し、個々の活動で二重支払いがないように調整することになります。

また、共同活動支援費は合計で約 2 億 9,000 万円となり、市の負担は約 7,300 万円と試算しております。

この事業の地方負担につきましては、北海道及び本市の厳しい財政状況の中、財政措置が示されていないことから、地方財政措置などを講じるよう、市長会等を通じ国に対し強く要望しているところでございます。

次に、交流拠点施設等について、ゆ〜りん館の入館状況についてであります。平成 15 年 12 月のオープン以来、ことしで丸 3 年を迎えておりますが、開業した平成 15 年度の入館者数は、3 カ月半で 13 万 2,793 人で、その内訳は日帰り利用者 12 万 1,985 人、宿泊者 6,261 人、宴会等の利用者 4,547 人となっており、全体利用者の月平均は 3 万 7,941 人となっております。

平成 16 年度は 32 万 7,317 人で、その内訳は、日帰り利用者 28 万 1,724 人、宿泊者 25,380 人、宴会等の利用者 2 万 0,213 人となっており、全体利用者の月平均は 2 万 7,276 人となっております。

平成 17 年度は 28 万 7,316 人で、その内訳は、日帰り利用者 24 万 3,193 人、宿泊者 2 万 3,863 人、宴会等の利用者 2 万 0,260 人となっており、全体の利用者の月平均は、2 万 3,943 人となっております。

平成 18 年度につきましては、4 月から 11 月までの 8 カ月間で申し上げますと、18 万 1,356 人で、その内訳は日帰り利用者 15 万 3,011 人、宿泊者 1 万 6,333 人、宴会等の利用者 1 万 2,012 人となっており、全体利用者

の月平均は2万2,670人となっております。

次に、本年4月、高温浴槽のかさ上げ工事を行ったところでありますが、これまで利用者から多かった浴槽が浅いとの苦情がなくなり、肩まで湯につかることができ、温まるとの声をいただいております。

次に、来年三笠の道の駅に新設される「ワンディスパ」につきましては、この施設は温泉のほかプールを備えたいわゆるレジャー施設で、ゆ〜りん館とは施設の形態、料金も違いますので、どれだけの影響があるかは未知数ですが、いずれにいたしましても利用者ニーズに応えながらサービスの向上に努め、他の施設に劣らない魅力ある施設として利用者確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、ゆ〜りん館の雪冷房につきましては、3月に雪を搬入し、稼動は6月から7月の2カ月間で、1日当たり概ね5時間程度運転しておりますが、雪の貯蔵量などから、雪冷房だけでは対応できないため、電気式冷房との併用を行ってきており、今後とも利用者に快適な冷房を提供するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、登り窯についてであります。昨年の初窯における作品数は、体験交流館での陶芸教室や、講習会に参加された作品が180点。また、札幌市や北広島市、鶴川町などの陶芸家や愛好者の作品が392点、市内の小学校から180点。体験交流館の陶芸指導員の作品が240点、合計で約1,000点の作品を焼成し、薪の灰が自然の釉薬となり、変化にとんだ作品に焼き上げることができました。

ことしの作品数につきましては、11月12日から16日までの5日間にわたり焼成作業

を行ったところですが、陶芸教室や講習会等に参加された作品が131点。札幌市や月形町、鶴川町などの陶芸家や陶芸愛好者の作品が179点、市内小学校の作品が42点、陶芸指導員の作品が544点、合計で約900点を焼成したところでございます。

またことしは、教育委員会の主催による「市民カレッジ」の講座でも利用され、作陶から焼成、窯出しまでの作業を受講者の皆さんに体験していただきました。

窯出しに参加された方々は、窯から出てきたばかりの自分の作品と対面し、それぞれに感激しておりました。

できばえにつきましては、札幌市の芸術の森を利用されているプロの陶芸家の方からもよい焼き上がりだったとの評価をいただいております。

作品については、体験交流館をはじめ、市役所ロビーに展示をし、広く市民の方々にご覧いただいているところでございます。

今後の管理運営につきましては、美唄市をはじめ、多くの方々に長く親しまれる施設となるよう努めてまいります。

次に、パークゴルフ場についてありますが、利用者数は平成17年度は3万0,207人で、月平均約5,000人。平成18年度は2万2,576人で、月平均約3,800人となっており、前年度対比で25%の減少となっております。

次に、利用料につきましては、平成18年度1,102万円となっており、前年度比較では374万円の減少となっております。

次に、維持管理費につきましては、平成17年度1,662万円、平成18年度は見込みで約1,400万円となっており、前年度比較で約

16%減少するものと考えております。

なお、平成 17 年度、オープンの初期整備費は、2,540 万円となっております。

次に、今後に向けた課題等につきましては、今朝の新聞報道にもありましたが、近隣市で新たなコースがオープンすることもあります。いずれにいたしましても利用増を図ることが最大の課題であると考えており、今後とも交流拠点施設の連携を図るなど、多くの方々に利用していただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についてであります。子どもの健全な心身の成長や自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要と考えており、これまで次世代育成支援美唄市行動計画を策定し、保健福祉、教育、地域関係者等による児童虐待防止ネットワークの設置や養育者を孤立させないよう、子育て支援事業の充実などに努めてきたところであります。

本市における虐待に関する相談は、平成 17 年度は 5 件で、内訳は身体的虐待が 1 件、育児放棄などのネグレクトが 4 件、平成 18 年度は現在まで、身体的虐待が 1 件ありましたが、適時児童虐待防止ネットワークを開催し、関係機関による個別の支援や施設利用などにより解決を図ると共に、その後の経過を見守りながら再発防止に努めているところであります。

次に、家庭における養育等についてありますが、子育ての基本は家庭であり、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族の絆を強めることが大切であると考えております。

虐待は、養育者の心身の状況や、家庭状況

などさまざまな要因から至っており、地域社会全体による虐待の発生・予防と早期発見・早期対応の取り組みが求められております。

このことから、本市では、母子保健活動による妊産婦や乳幼児への支援や、子育て支援センターでの育児相談などにより、養育者を孤立させないなどの虐待発生の予防に努めてきたほか、児童虐待防止ネットワークにより、虐待の早期発見・早期対応を図ってきたところであります。

今後におきましても、市民の皆さんとの協働のもと子育て支援のための家庭訪問の強化や育児に関する 24 時間の連絡相談体制により、虐待防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校との連携についてありますが、児童虐待ネットワークにおいて、情報の交換や支援策の協議などを行うとともに、不登校・非行なども含め、養育に課題のある家庭を学校関係者と共に、家庭児童相談員が訪問し、相談・助言を行うなど、連携して対応しているところでございます。

次に、虐待防止の啓発についてありますが、児童虐待の防止は地域社会全体で取り組むことが大切であると考えております。これまで、児童相談所や民生児童委員、教育・福祉機関等との連携を図りながら、虐待防止に取り組むとともに、キャンペーンポスターやチラシの配布などにより、市民への啓発を行ってきたところであります。

虐待については、市民 1 人ひとりに発見した場合の通告義務があることなど、今後とも広報メロディのほか、さまざまな機会を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、最終処分場の進捗状況につきましては、市民部長から答弁をさせていただきます。
●市民部長吉田 譲君 最終処分場の進捗状況等につきましては、私からご答弁をさせていただきます。

11 月末現在の進捗状況を、工事ごとで申し上げますと、埋立地造成工事 1 工区は、予定 98% に対し、進捗率 97% で、現在ネットフェンス工事を行っているところでございます。

次に、埋立地造成工事 2 工区は予定 85% に対し、進捗率 87% で、現在集水管工事、保護土工事を行っております。

次に、浸出水処理施設工事は、予定 83% に対し進捗率 89% で上屋は完了し、現在機械設備の据え付け、電気の配管、配線を行っております。

次に、埋立前処理施設工事は、予定 98% に対し進捗率 98% で、上屋、機械設備の据え付けをすべて完了し、現在外構工事を行っております。いずれに工事も、概ね予定通りの進捗状況となっております。

次に、道路整備につきましては、地域要望を受け、今年度実施しているところでございますが、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

なお、供用開始につきましては、明年 4 月を予定しております。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、アルテピアッツァ美唄の体験工房についてですが、「アルテピアッツァ美唄体験工房」これはまだ仮称でございますけれども、この施設につきましては、芸術文化交流拠点施設としてのアルテピアッツァ美唄

に学びの要素を加えようとするもので、工房の部分と来館者から要望が多かった、喫茶室を備えた施設として、現在整備を行っております。

整備費の見込みについてですが、全体の予算は 5,200 万円を計上しており、施設の建築費として 5,000 万円、その他必要な椅子・テーブル・厨房機器などの備品購入費として 200 万円を充てることとしており、予算内での執行を見込んでいるところでございます。

次に、工事の進捗状況についてですが、すでに工事は概ね終了し、今月の 22 日に工事が完了する予定となっております。

次に施設の運営方法についてですが、アルテピアッツァ美唄の付帯施設であることから、本体施設と同様に、NPO 法人アルテピアッツァ美唄に施設管理を行っていただく予定であります。

また、喫茶部分についても、NPO 法人が直接運営する方向で検討中であります。

施設の維持管理費についてであります。水道光熱費や人件費・警備費・消耗品費などの維持管理費は、約 350 万円程度と試算をしているところでございます。

次に、利用開始の目処と利用料金についてであります。供用開始の時期につきましては、条例や規則など所要の整備を行い、開設準備や市民周知などを加え、考え、明年 5 月の連休前のできるだけ早い時期のオープンを予定しているところであります。

また、工房の使用料につきましては、既存のギャラリーやアートのスペースの利用料を参考にしながら設定することとしております。

次に、喫茶室の形態や内容についてですが、

アルテピアッツァに来ていただいた方々の休息・くつろぎの場としてゆったりとした時間をすごしていただくため、コーヒーなどの飲み物を中心に、簡単な軽食などの提供も検討しております。

また、食事に使用する食材などにつきましてはできるだけ地元産品の使用に配慮していきたいと考えているところでございます。

次に、工房の利用方法、利用範囲についてありますが、工房の利用につきましては、市内児童生徒をはじめ、一般市民の方々など、幅広く生涯学習の場としての利用を考えているところであり、例えば市内小中高生や近隣大学などの美術系に関係する授業やフィールドワークの場としての利用。さらに各種団体、サークルなど、ジャンルを問わず幅広く利用していただきたいと考えているところでございます。

次に、いじめ問題についてですが、昨今いじめにより、児童生徒がみずからその命を絶つという、痛ましい事故が相次いで発生していることは、まことに残念なことです。児童生徒がみずから命を絶つということは、理由のいかんを問わず、あってはならないことであり、深刻に受け止めているところでございます。

このような連鎖を食い止めるためにも、学校教育に携わる者はもとより、すべての教育関係者1人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していかなければならないものと考えているところでございます。

まず、いじめの現状及び認識についてですが、一般的にいじめとは「自分より弱

い者に対して、一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされております。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものと認識しており、そういう視点から考えますと、数の特定は難しいものの、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであると、このように考えているところでございます。

本市におけるいじめの発生件数につきましては、平成17年度は1件。今年度は、現段階で3件が報告されており、その内容は悪口等言葉などによるものでございます。

また、いじめの実態把握の方法についてですが、全市的なアンケートは、アンケート調査は実施しておりませんが、各学校では日常的に複数の目による観察を行い、児童生徒に関する情報交換を行なうとともに、生徒指導交流会を定期的を開催し、書き取り及び聞き取り等の資料をもとに、実態把握を行うなどの取り組みを行っているところでございます。

また、児童生徒の発する小さなサインを見逃すことなく、迅速かつ適切に対応するため、家庭との密接な連携協力にも努めているところでございます。

今年度報告されている事例の中には、児童からの情報を担任が受け、すばやく学校が当事者及び友人関係からの情報収集を行い、事実関係を究明し、保護者と密接に連携しながら早期解決が図られた事例もございます。

次に、不登校等に対する学校と関係機関との連携についてですが、教育委員会と

いたしましては、毎月長期欠席児童生徒調べを行い、主な要因及び学校の対応について、把握をしているところであります。

また、虐待の疑いのある情報につきましても、状況を精査し、市の虐待防止ネットワークにおいて、情報を共有化し、必要に応じて児童相談所等との連携につなげるなどの対応を行っております。

次に、いじめの未然防止についてであります。学校では学校全体として、いじめは人間として絶対に許されないという、強い認識を持ち、道徳や学級活動などの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、積極的に指導を行うことが必要であると考えているところでございます。

また、児童生徒の発するサインを的確に捉えるため、1人ひとりの個性を十分把握し、見守るという視点に基づき対応することや、児童生徒の生活習慣、学習態度、交友関係などを、普段からよく把握するよう努め、複数の教職員の目で見守り、変化を見逃さないことが大切であると考えております。

さらには、教育相談機能を充実させ、児童生徒の悩み、不安を受け止める体制づくりも必要なことと考えております。

一方、家庭や地域では、いじめ問題の重要性の認識を深めるとともに、児童生徒の小さな兆候を見逃さず、またいじめにつながる情報等を抱え込まず、学校など関係機関へ適宜情報提供していただくことも必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、市教委で開設している「子どもテレホン相談」「適応指導教室相談電話」など、3つの相談窓口や道

委などが設置する機関等を学校に周知するなど、児童生徒及び保護者からの情報を幅広く受け止めるための取り組みを行っているところでございます。

このようにさまざまな方面から未然防止に向けた取り組みを進めておりますが、実際にいじめが生じた際には、組織的に対応することはもちろんのこと、解決後のいじめた側、及びいじめられた側の心のケアにも視点をあて、継続的に十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行うと共に、専門家等の派遣によりカウンセリングを行なうなど、適切な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、出席停止措置についてであります。児童生徒の学習権の保障等の問題もあることから、このことにつきましては慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめ問題は早期発見が早期解決につながる例が多いことから、学校・家庭・地域が一体となり、いじめ根絶に向けた取り組みがより一層推進されるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校の適性配置、再配置問題についてでありますけれども、教育委員会といたしましては、中学校の実態と将来推計値から少人数化が進む中学校の配置見直しを行い、学校本来の持つ機能の一つである「集団での力」集団での学びということをより効果的に発揮することができる環境づくりが必要であると考えているところであります。

これまで数年にわたり、「生徒の減少が進む

茶志内中学校及び西美唄中学校」の通学区域を、「美唄中学校」の通学区域に編入することについて、保護者、地域の方々との話し合いを重ねてきたところであります。

本年度につきましては、PTA役員の皆さまとの話し合いを含めて、茶志内中学校では2回、西美唄中学校では3回、また美唄中学校では2回の話し合いを行ってまいりました。

統合の時期につきましては、平成20年4月と考え、保護者、地域の方々にもお示しをしているところでございます。

話し合いの中では、さまざまなご意見や統合により生ずる不安があることから、子どもたちがスムーズに合流することができるよう、また、保護者の方々の不安を解消するため、茶志内中学校、西美唄中学校、及び美唄中学校との教職員と教育委員会事務局により、まず、「統合準備委員会」を本年11月に設置し、事前の学校間の総合交流事業や教育課程と進路指導の連携体制の確率などについて、具体的な取り組みを行っているところでございます。

また、地域に取りまして、学校の配置・見直しは重大なことでありまして、地域の現状やニーズ、また、将来を見据えた検討も必要であるため、庁内における検討委員会も組織をしたところでございます。

いずれにいたしましても、平成20年4月の配置見直しに向けまして、教育委員会といたしましては子どもたちが新しい環境にスムーズに溶け込め、安心して学校生活を送ることができるように、統合準備委員会や庁内検討委員会の中で具体的な取り組みを進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 7番土井敏興議員。

●7番土井敏興議員 それぞれお答えをいただきましたけれども何点か改めてお伺いをいたしたいと思います。

まず、市長にお伺いをいたしますが、最初に環境問題における省資源対策についてでありますけれども、環境を保全し、環境重視型社会を実現するためには、緊急課題である地球温暖化対策を手始めとして、循環型社会の構築、自然との共生などに向けた施策の着実な推進が必要と考えるところでありますけれども、そういった中でめざすべき社会に向かうためには、環境に配慮した生活である「エコライフ」を推進することが重要であると思いますが、その点につきましていかがお考えでありますでしょうか。

また、先ほどのご答弁でも出前講座について触れておられましたけれども、その開催数、参加者数、具体的な説明の内容についてと今後どう取り組まれるのか、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

次に、交流拠点施設の登り窯についてでありますけれども、次年度より指定管理者に移行する予定となっているようでありますし、そちらに意向はあると思いますが、先ほどのご答弁の中においては、非常にそれぞれの年度において、作品のできばえ等について、作品を持ち込まれた方々から、評価が高かったというふうに私は受け止めさせていただきましたし、また、市役所のロビーにも展示されております作品等を見ましたときにも、前年度先よりは色合いも落ち着いて、非常に私はその点について造詣が深いわけではありませんけれども、できばえは少なくとも優れている

のなかというふうにも感じさせていただいたところでもありますけれども、まだ、そういった部分について、市民に対しての浸透度は、浅い部分が多いのではないかとこのところからして、やはり市としても広く市民周知を図り、また理解を深めていただく、そういう努力も含め、またさらに市外の方々にも利用を呼びかけるなど、さらには各所での展示を頻繁に行うとか、あるいはホームページ、あるいは広報紙などを利用して、そうした掲載を通じた積極的な対応策が必要でないかというふうに考えるところでもありますけれども、その点についていかがでしょうか。

次に、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

アルテピアッツァ美唄体験工房についてですけれども、設置場所は本館から、あるいは本館駐車場より非常に離れているということもありまして、予定通りの利用が本当に期待できるのか、正直私は不安を持たざるを得ないところでもありますけれども、できるならば、いま整備中の工房の近くに、一部駐車場が設けられる予定というふうに聞いておりますけれども、大型バスの駐車場もやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うところでもありますけれども、それらの点についてと、また来訪者についても、高齢の方が相当見受けられることからしても、各所に標識や案内板の設置、あるいは本館と工房を結ぶ遊歩道の設置等も含めて利用増につなげていく、そういった必要もあるのではないのでしょうか。

また、兼ねてから来訪者の方々から要望の多かった自動販売機の設置についてもどのよ

うにお考えをお持ちおられるのか、また、この設置をしたということによりまして、いわゆる空き缶、あるいはごみの散乱等が一方では心配をされる場所でもありますけれども、それらの対策についても、当然必要になってくると思いますので、その辺について、どのようなお考えがあるか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、教育行政の学校の再配置問題についてでありますけれども、限られた時間の中で、地域説明を行ない、理解を求めるとのことでありますけれども、そういった中であっては、やはりよりしっかりとした取り組みが求められるところでもありますし、統合準備委員会を設置したということでもありますけれども、統合に向けて、具体的にどのような取り組みをされるのか、またその活動の中において、今後保護者や、あるいは地域の代表者との連携はどう図っていく所存なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

初めに、エコライフ等についてありますが、市民の皆さまに対しましては3R推進委員が取り組んでいる古着等を再利用したマイバックの使用や生ごみの堆肥化など家庭で身近に実践できるエコライフの推進について周知してまいりたいと考えております。

また、出前講座につきましては、本年6月から11月までに、延べ22回実施し、448名の参加をいただいております。内容につきましては、ごみ処理費用やごみの排出量などを説明するとともに、ごみの分別方法や排出な

どについてお知らせしているものでございます。

今後ともごみの減量化やリサイクルに対する理解を深めるため、このような取り組みを積極的に取り進めてまいりたいと考えております。

次に、登り窯の管理運営等についてでございますが、市としましてはこれまで同様、市主催による登り窯焼成イベントを実施するなど、市民の皆さまに登り窯を身近に感じていただくため、広報紙やホームページなどの活用を図りながら、市内外の陶芸愛好者などとの交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、体験工房への誘導等についてでございますが、工房等の設置場所につきましては、全体的なレイアウトの中で、現在地に決定、設置したものであります。

また、工房付近の大型バスの駐車スペースにつきましては、敷地もなく、また導入道路も狭いことから、難しいものと考えております。

また、駐車場からの距離もあり、そこに行くまでの間、急な斜面もあることから、安全な導線の確保を検討するとともに、駐車場付近に敷地全体の配置を記した総合案内看板や、敷地内における誘導案内表式などの設置も検討しなければならないものと考えているところであります。

また、自動販売機の設置につきましては、これまでも来訪者の方々から要望等いただい

ているところであり、設置の検討を行うこととしているところであります。

また、設置に当たり心配されます空き缶やごみなどの処理につきましては、景観を損ねることのないよう、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校の適正配置にかかわる地域への説明等についてでございますが、西美唄中学校並びに茶志内中学校は、共に歴史と伝統を持つ学校であり、また、それぞれ地域コミュニティの中心的な役割を果たしてきているものと考えております。

このことから、地域の方々にも適正配置についてご理解をいただくために、具体的な説明会を行うと同時に、今後の地域づくりについてのご意見などをいただき、庁内検討委員会の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、統合準備委員会についてでございますが、委員会での具体的な取り組み内容につきましては、統合時の修学旅行に向けた2年生の3校合同宿泊研修、体育祭、学校祭など学校間の事前交流、生徒指導に配慮したクラス編成、継続した進路指導などの実施に向けた具体的な計画について検討を行うものでございます。

また、統合準備委員会の構成の中に、保護者、地域代表の参加につきましては、今後保護者、地域の方々のご意見などが十分反映されるよう、図ってまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 午後1時10分まで休憩いたします。

午前 12 時 11 分 休憩

午後 1 時 10 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員（登壇） 2006 年第 4 回定例会に当たり、大綱 4 点について市長にお伺いたします。

大綱の 1 点目として、誘致企業の振興対策についてであります。

その 1 として、誘致された企業の現況についてであります。

この課題については、どの自治体においても、地域経済の活性化を図るため、工業団地を醸成し、少しでも多くの企業の誘致をしたところであります。

しかし、各地を見てもさまざまな施策や努力を行っているものの、特にバブル時期が終わったあとでは、まったく言うほど企業の進出がない状況であります。

当市においても、この厳しい産業経済下では進出がないばかりか、逆に撤退や消えていく企業もあとを絶たない状況にあります。

自治体にすれば、要は過疎化に歯止めをかけ、まちづくりの一助にしたい考えがあるわけですが、その効果はなかなか出てこないわけであります。

しかし、もし進出する企業があれば、産業の拡大や雇用の創出、設備投資など、経済効果は大きなものがあるわけであります。

誘致企業で組織する、美唄新興企業クラブは、昭和 42 年の設立依頼、幾多の苦難や経済

の悪化を乗り越えて、平成 19 年、明年ですが、もう創立 40 周年を向かえ、地元産業として町の経済、雇用の創出に大きく貢献していると思っているところでございます。

しかし、各企業などが努力しても、日本の産業構造の変化はサイクルが早く、初期の生産指針から、生産品目からかけ離れた製品製造を余儀なくされている企業も目立ってきている現況であります。

そこで、現在工業団地に定着した企業の実態について、どのように把握し、行き来しているのか。

また、どのような施策を、また助成策を講じているのかお伺いするものであります。

その 2 として、低迷する経済下では、企業経営は不屈の精神と努力、そして計数管理と言われております。

商工業の世界にゴールはないと言われております。企業として生き残り、進歩、発展するためには同じ精神であっても他者に勝ち抜くことが必要であります。

先ほど申し上げましたように、産業構造の変化により、国内で生産された製品が、韓国、あるいは中国などで生産され、大型店では世界製品の販売が主流となり、当市の企業でも生産品の受注が変わり、納品する製品も他企業に変わってきているわけであります。

その結果として、企業倒産や中小企業でも年間 4、5、000 万円の生産の落ち込みは出ているところもあるわけであります。

中小企業においては、工場の生産額、出荷高が生死を分けることになります。

これらの誘致企業や地元企業も含めた実態調査と、今後の対策や企業経営の相談等につ

いて、どのような認識をされ、どのように進めようとしているのか伺います。

次に大綱 2 点目でございます。

地域医療の医師確保について伺いたします。

医局生ゼロから 2 年ぶりに解消されたということが聞いております。

これは、2004 年度からスタートした 2 年間の初期臨床研修制度、本年度からその 1 期生が後期臨床研修に臨んでいるわけでありまして。

北大医学部、札幌医大、旭川医大と道内 3 医育大学を後期臨床研修所として選んだ人は、215 人に上るということであります。

これまで大多数の新人医師が卒業と同時に出身大学の医局に所属し、安い労働力として働かされてきたのであります。

こうした構造が批判され、初期臨床研修制度が導入されたわけでありまして。

その一方で、新人医師の供給が立たれた医局は、地方の病院の供給を行えなくなったのであります。

この 2 年間の医師引き上げの原因は、まさにこれが本筋であったと言ってもいいと思います。

後期研修を、道内で行う医師は 288 人。うち 215 人が 3 つの医育大で、73 人は臨床研修病院に指定された道内の病院で専門課を選んで研修しているようであります。

また、215 人の大学の内訳は、北大が 107 名、札幌医大 78 名、旭川医大 30 名。

彼らはみずからが選んだ専門の医局に入ることになるわけでありまして。

医学部の定員は約 100 名で、北大卒業生は

イコール多くの医師を集めた形になるわけですが、いずれにせよ地方の病院は、これで医師引き上げに少しは歯止めがかかるのではないかと期待されているわけでありまして。

また、実際として 2 年間にあったような、強引な医師の引き上げはないのではないかとされておりまして。

事実、どこの自治体病院でも医師不足は深刻であり、当市立病院でも医師不足は深刻であります。

病院の経営不振の要因に、医師不足があるわけですが、医師の確保は絶対必要条件と思うが、道医療政策課との話し合い、重点要望として早急に取り組む大きな課題だと思っておりますが、これらの考え方について、市長に伺います。

次に、大綱 3 点目、公の職員の飲酒運転と事故についてであります。

道内 35 市の飲酒運転と、飲酒運転者処分規定について伺います。

8 月末に福岡市の職員が起こした飲酒運転死亡事故をきっかけに、公務員の飲酒運転が全国的に話題、問題となっております。

道内でも、9 月の苫小牧市職員を皮切りに、幕別町の中学校教頭や津別町職員など、飲酒運転で摘発される公務員が相次いでおります。

福岡の事故があったことしの 8 月 26 日時点で、飲酒運転を犯した職員に対して、独自の処分規定を設けていたのは、道内 35 市中 29 市。一方なかったのは札幌をはじめ、釧路、小樽、根室、夕張、滝川市となっているようであります。

特に、設けていなかった 3 市では、臨時の懲戒指針を参考に、処分対象者に摘要してき

たが、あとの1市では、過去の処分状況を判例に処分の裁量を決めていたとのことであります。

小樽と夕張はそうした規定を設けていなかったことから、小樽では10月、夕張は近く制定するとのことであります。

ちなみに、人事院の調査では、全国の自治体の4割が飲酒運転に対する処分規定が設けていないということがわかったわけでありませう。

飲酒運転により、処分された職員は、過去3年間で札幌、旭川、釧路、函館市など、12市で21人、他の市でも3人いたが制定が遅かったために、処分されていなかったということがわかったわけでありませう。たとえ一部だとしても、車社会の時代に交通安全で処罰されない事実は、罪の意識、社会に対するモラルの欠如であると考えるところであり、まして法人は社会に対し、もっと罪の意識を持つべきだと思うが、これは公務員のモラルに対する市長の考え方をお伺いするものであります。

また、道庁では過去3年間で知事部局で17人、教員29人の計46人が処罰されていると聞いております。

すべて酒気帯び運転によるもので、この内4人が免職処分を受けていると聞いております。

理由は2人が相手に重傷を負わせ、人身事故を起こしております。あとの2人は酒気帯び運転を繰り返し、数回にわたって検挙されていたにもかかわらず、事実報告がなされない。しかも1人は免停中の摘発という、極めて悪質な違反であったとのことであります。

このように、公務員は市民の模範でなければならず、公務員が違反すれば、免職や停職になることを知らない人はいないと思います。当市の実態はどうでしょうか。これらについて、考え方を伺うものであります。

次に、大綱4点目であります。

市営駐車場についてお伺いいたします。

中心市街地の駐車場の現況と、今後の問題点についてであります。

この問題については、平成13年から中心市街地活性化、特にすずらん通の駐車対策について、何度か質問をしているところであります。

中心市街地として、何カ所の駐車場があるんでしょうか。またその利用状況を把握しているのでしょうか。

特に、すずらん通商店街の買い物、ホテル、銀行などを利用する一般市民の利便を図るため、地方駐車場は無料開放されたわけでありませう。

駅前、その他もそのようになっておりますが、現況はどうでしょうか。

さて、一般市民から中央駐車場はいつも満車で駐車ができない。いつも同じ場所に同じ車が朝から夕方まで占有されている。との苦情が多く聞かされております。このような苦情が行政にはないのでしょうか。

私なりに、調査したところ、大半の車が通勤に使用する車がとめてあるとのことであります。特に、無料になった後にこの現象が出ているとの話であります。こんなことではせっかく市民の利便のための対策や行政目的が達せられていないのではなかろうかと思ひます。

また、除雪・排雪も市が負担し、一部の人が独占することはどうかと思いますが、この駐車場の経費はまたどのくらいになっているのでしょうか。特に冬場の除排雪も説明していただきたいと思います。

この財政の厳しい折に、目的外の費用は、市民が苦情を言うのは当然だと思います。市民に公平なる対策や、ある程度の規則はあってもしかるべきと思いますが、これらの施策に対する市長の考え方をお伺いするものであります。

また、西3条南2丁目、もとパチンコグラウンドの西側の稲穂駐車帯は市民よりも商業者が朝からとめているようであります。この場所も一般市民の利便のため設置したと思っておりますが、中央駐車場と同じような利用状況であれば、行政として早々に規則を含む対策を取るべきだと思いますが、市長の考え方をお伺いするものであります。

以上、この場から終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古関議員の質問にお答えします。

初めに、誘致企業の振興対策について、誘致企業の現況についてであります。本市経済を支えている各企業は、厳しい経営環境と目まぐるしく変化する産業構造、さらには多様化する顧客ニーズなどの課題に対応し、それぞれの企業努力により、経営改革に取り組んでいるものと認識いたしているところでございます。

本市としましては、工業団地を中心とした企業訪問や、アンケート調査などによる企業の実態把握に努めると共に、企業の振興と経

営の安定化を図るため、制度融資や補助制度の活用促進を図るほか、企業間の交流や連携による技術開発、新産業興し、公共事業に依存しない業種への転換などの支援を行っているところであり、その活用の促進につきましては、市広報紙メロディや市ホームページ、商工会議所などを通して広く周知に努めているところでございます。

なお、最近の取り組みといたしましては、過日、経営の安定と経営強化推進を目的に、市、美唄商工会議所、美唄新産業創造研究会主催で、美唄新興企業クラブ協賛のもとビジネス交流会を開催したところでございます。

次に、企業経営の調査等についてですが、経営実態を把握することは今後の施策の展開を図る上で重要でありますので、今後におきましても、商工会議所など関係機関との連携を密にし、企業訪問や経営動向等のアンケート調査を実施して、経営状況の実態把握に努めるほか、各種相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、医師確保についてですが、自治体病院では従来からの医師不足の状況に加え、平成16年度からスタートした臨床研修制度に伴い、医師派遣の中心的機関である道内3医育大学においても、医師不足が深刻化し、特に地方病院の医師確保が非常に困難な状況になっております。

こうした中で、今年度後期臨床研修のため、200名を超える医師が道内の3医育大学に所属したことは承知しておりますが、後期臨床研修は専門性を求める研修であることや、廃業する医師の若年化、さらには診療科や都会思考による偏在などから、医師確保は依然と

して厳しい状況が続くものと考えております。

医師確保については、今後とも道内3医育大学をはじめ、地域医療振興財団等に対する要請活動や、道の医師派遣システムの活用など、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公の職員の飲酒運転と事故について、飲酒運転と処分規定についてであります。本年8月の福岡市職員による幼児3人が死亡した飲酒運転事故をきっかけに、飲酒運転追放の機運がかつてないほどに高まっており、全国一斉に飲酒運転取締りが強化されたほか、各自治体においても処分基準の設定や、処分の厳罰化を進めている状況にあります。

特に、法律を率先して遵守する立場にある公務員の飲酒運転や事故があとを絶たない状況から、公務員の倫理が厳しく問われております。

本市においては、職員に対して、機会あるごとに「交通道德の高揚に関する訓令」により、飲酒運転を含めた交通道德の遵守について、注意を促すとともに、交通違反に対しては、国の指針や道の基準などを参考に独自の審査基準を設け、処分を行っているところであります。

平成5年以来、職員の飲酒運転等による処分の事例はございませんが、今後においても飲酒運転の防止に向け、みずから厳しく律するよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、市営駐車場について、中心市街地の駐車場の現状についてであります。中央、西2条、駅東口のほか駅西口広場の南北の2カ所や稲穂通の駐車帯を含め6カ所あり、そ

れぞれ市民の皆さんに有効に利用していただいております。

その中で、中央駐車場、駅西口広場の北側、稲穂通駐車帯につきましてはほぼ満車状態になっている状況です。

なお、中央駐車場につきましては、利用についての苦情は行政に対して寄せられておりません。また、経費については、平成17年度で申し上げますと、除雪に要した経費約38万5,000円が主なものであります。

今後につきましては、中央駐車場を無料化した経過がありますことから、この経過を踏まえ、設立が予定されております、美唄市中心市街地活性化協議会において、駐車場等の活用方法等について協議してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 11番古関充康議員。

●11番古関充康議員 ただいま一通りご答弁いただきました。

3点について再度お伺いを申し上げたいなと、このように思っております。

当市に誘致された企業は、最盛期には一部地元も含めまして、50社から52社程度あったわけでございます。これは、雇用の面でも千数百名の規模となり、管内においても大きく注目をされてきたところであります。

現在は、37社になり、誘致企業で組織する企業クラブも組織の維持に頭を悩ませているところであります。商工業は、当市にとっても地域に根ざした屈指の産業であり、欠くことのできない大切な存在であります。特に、地元に着根した産業には、資源的条件、地位的・社会的条件、関連産業の集積などの存在基盤があるわけでありまして。

今後、企業のさらなる発展教科を図るためには、行政、あるいは議会、企業が一体となって地域の潜在能力を引き出す努力、新しい素材の発掘など、地域を挙げて活性化に取り組む姿勢が必要だと思えます。

また、行政の細かい対応とアドバイスが絶対条件であり、大切だと思えますが、これらに対する市長の考え方を再度伺いたします。

次に、飲酒運転の処分についてであります。

公の職員等の処分については、人事院の指針で酒酔いまたは酒気帯び運転による人身事故で、相手に重傷を負わせたもの、もしくは必要な救護処置を行わなかったものは、免職、障害を負わせた職員は停職。物損事故でも酒酔い運転で必要な事故処理を行わなかったものは免職または停職。事故が伴わない場合でも、酒酔い運転は免職あるいは停職、減給。酒気帯び運転は、停職、免職、もしくは戒告となっております。

これは、人事院の勧告であります。道の処分規定では人事院の指針をベースにしたものでありますが、これまで飲酒運転の車両に同乗したものや、運転することが明白にもかかわらず、飲酒を勧めた飲酒運転幫助罪、これらについては戒告処分を相当としていました。

10月1日付で改正された新規定では、同乗者や運転幫助罪への罰則が、停職以上になったほか、酒酔い運転の場合でも原則免職にする、より厳しいものになってきております。

また、福岡事故以来、道と同じく多くの諮問、厳罰化を軸に規定を改正してきております。その狙いは、職員の飲酒運転の撲滅にあ

るということは、言うまでもないわけであり

ます。美唄市も厳罰については、検討中と聞いております。現在どのような内容で検討されているのか。また、いまの基準はいつ制定されたものか、伺いたいと思えます。

私は、職員だけ責めているのではなく、我々民間人にとっても飲酒運転は社会の罪悪であります。参考までに、12月4日の夕刊で出ておりましたが、年末の取り締まりが大変厳しくなったと、道警も強化週間に合わせ、4日から道内各地の繁華街など検問を行い、飲酒運転の取締りを徹底すると。また、飲酒運転による悪質な事故が相次いだため、全国の警察は抑止対策に乗り出し、9月12日から18日までの強化週間です。これは4,383件の飲酒運転を摘発しておりますし、149人が逮捕されております。

また、本年1月から、10月末までの約9カ月、飲酒運転による事故、これは1万0,903件を数えていると、大変な件数であります。

8月までは、毎月1,000件を越えている、このような記事も載っております。これはあくまでも参考でございます。とりあえず、飲んだら乗るなの徹底を誓いたいものでありますし、市長の再度の答弁を伺うものであります。

4点目の市街地駐車場の中でも、中央駐車場は、周辺に銀行、ホテル、すずらん通商店街、ここは100円ショップなど、一番利用したい場所であります。

こうした不法占有行為は、即急に実態把握し、担当課で協議・問題解決するこれらが必要でないかと思えます。

先ほどの答弁の中では、中心市街地活性化協議会で協議したいと、そのように言っておりますが、当市の場合は市街地から、要するに南美唄だとか、あるいはその周辺から来た人方が駐車場が使えず、この地区で車の買い物をした客の中では、最近うるさくなっておりますので、駐車には特にうるさくなっていると。1日2度も違反切符を切られた人もいます、こういう実態があるわけでございます。

やはり駐車場を含む関連問題については、これは証明者も自分本位でなく、もっとユーザーに目を向けた意識や、心がけが必要でありますし、お客の駐車場に自分が止めれば客が減り、売り場が減ることを自覚し、認識で判断すべきだと思いますが、これらはどうなっているのでしょうか。今後においても、商業連合会や近隣の組合などと徹底した説明会などを行わなければ、いつまで経ってもこの有効活用ができないと思います。

また、安くても料金を取らなければ違法がなくなるのではないかと。取るべきだという一般市民もおります。いずれにしろ、今後どのような体制をとられるのか。

けさも、きのうの朝もそうですが、けさも私は通りがけ見てきましたが、満車であります。長時間とめる予定なのか、もうすでにワイパーを上げて雪の対策を取ってとめてあります。私は、料金を取るとか、あるいはその車を駐車場から外すとか、そういうことではなくて、もっと違う対策、これらを即急にすべきでないかと。やはり現実に対して、どのような対策を取っているのか、これらについて再度お伺いするものであります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 古関議員の質問にお答えします。

初めに、誘致企業の活性化についてであります。本市の厳しい経済情勢の中で、これまで国や道などの関係機関の情報収集や提供を行うほか、地域の特性や資源を生かした産業創出の取り組みに支援してきたところでございます。

今後におきましても、関係機関との連携を密にして、地域潜在能力の向上や地域産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、飲酒運転等の厳罰化についてであります。公務員による飲酒運転や事故があとを立たず、社会的に厳しく批判されております。このため、処分の厳罰化により、公務員としての責任の重さを自覚させるなど、飲酒運転撲滅の機運が高まっている状況にあります。

本市においては、平成11年9月に自動車事故等審査基準を設け、処分の審査を行ってきたところでありますが、現在各自治体の状況を踏まえ、飲酒運転などの違反に対する厳罰化や、飲酒運転の幫助者の処分も視野に入れて、基準の見直しを検討しております。

いずれにいたしましても、職員それぞれが交通道德の高揚に努めることが何より大切でありますので、今後も公務員としての自覚を促し、市民の信頼を損なうことのないよう、指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、中央駐車場についてであります。市民の皆さんの利便性を高め、広く利用していただくため、利用が長時間にならないよう、周辺事務所への協力依頼や、広報により市民

の皆さんへの周知をさらに継続してまいりたいと考えております。

また、活用方法等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、無料化にした過去の経過がありますので、今後設立が予定されております、美唄市中心市街地活性化等でおきまして、慎重に協議してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 2006 年第 4 回定例会に当たり、大綱 4 点について市長に質問いたします。

安倍内閣発足から 2 カ月が経ちました。

内閣誕生当初は、あたかも日本中が歓迎しているかのような、ワイドショーなどの安倍総理、総理夫人持ち上げのコーナーなどが目立っていましたが、いま内閣支持率は急降下し始めています。広がる一方で改善されない、国民の間の格差。各種負担の増大で広がる閉塞感に、不支持を表明する人が多くなるのも当然のことでしょう。

新政権の閣僚の一部から、繰り返される核武装容認や、憲法改悪発言。国民世論が阿部政権への警戒感を強めるのは、当然の成り行きです。

本臨時国会での教育基本法の改悪を急ぐ、自民党や公明党は、数の理論を頼みにした、強行採決を衆議院に続き、参議院でも行おうとしています。

しかしながら、新潟、長野、神戸、徳島で開かれた地方公聴会では、教育基本法を変える理由が分からない、まだまだ審議の時間が少ないなど、慎重審議を求める意見が相次い

でいました。

さらに、教育基本法改悪法案の根幹にかかわるタウンミーティングでのやらせ質問。相次ぐいじめによる自殺。科目未履修問題など、教育基本法を変える前に、解決しなければならないことが山積みになっています。

私は去る 11 月 25 日、全都全道から 1 万人以上が集合した教育基本法改悪反対の集会に参加してきました。立場の違いを乗り越えて、未来の子どもたちのために結集した、歴史的集会でした。

その 1 週間前に、日本ハムファイターズの選手達が優勝パレードをした、札幌駅前の通りをデモ行進をしてきました。

その際のシュプレヒコールはこうでした。「愛国心の押し付け反対」「教育の国家統制反対」「教育基本法改悪反対」「憲法改悪反対」。本題の一般質問に入ります。

質問の大綱の 1 点目は保育所についてです。本市の人口は、平成元年には 3 万 5,180 人でしたが、平成 16 年 3 月に 3 万人を割り込み、本年 11 月には、2 万 8,637 人まで減少しました。

団塊の世代が大量退職を迎える来年以降の移住人口を当てにしている、自立推進計画で目標とした、将来人口の 3 万 1,000 人を超過する目処はまったく立ちません。

そんな中、子育て年齢の世代の若者の定住が欠かせないと考えます。

働く仕事があって、利用しやすい保育所があって、子育て世代に対して優しいまち。そんな美唄だったら引越しをしてでもすみたいと思ってくれる若者もたくさんいるのではないのでしょうか。

そこで、本市の保育所について質問いたします。

ひとつは、保育所の入所状況についてです。市立保育所、へき地保育所の入所状況はどうなっていますでしょうか。

2つには、待機児の状況についてです。

現在の待機状況について、どうでしょうか、お聞きいたします。

3つ目には、一時保育、延長保育の利用状況についてです。

4つには、保育料についてです。

市立保育所の保育料は、どのようになっているのでしょうか。

兄弟で入所している場合はどのような扱いになっているのか。また、保育料の収納状況はどうなっているのかお聞きいたします。

大綱の2点目は、子育て支援についてです。

その1点目は、ファミリーサポート「ゆりかご」の活動についてお聞きいたします。

かつて、夜間保育や病気回復期における保育など、通常保育に馴染まない保育形態の要望に応える保育の必要性を、一般質問の中で質問したことがありますので、ファミリーサポート「ゆりかご」に非常に期待しています。

スタートから半年経った、ファミリーサポート「ゆりかご」の利用状況や、サービス提供者の推移、利用者の声などお知らせください。

第2点は、市内の児童虐待についてです。

市内における虐待に対する相談件数や、通報経路など、昨年、本年の状況についてお聞きいたします。

大綱の3点目は、除雪についてお聞きいたします。

ことは11月中は降雪が少ないと感じていましたが、12月の声を聞いたとたん、連日の雪でうんざりしている市民も多いのではないのでしょうか。

第1点は、本市の除雪車の出動基準についてお聞きいたします。

財政再建団体になった、夕張市の除雪基準が見直されたのを受け、美唄市民の中にも同じになるのではないかといった話題が、市民が集まるごとになっているということを聞きましたので、改めて基準についてお聞きいたします。

第2点は、本年度の除雪計画について、お聞きいたします。

昨年と比較して、どのようになっていますでしょうか。

第3点には、市民からの要望や相談についてお聞きいたします。

昨年度、除雪に関して市民から寄せられた要望や相談の主なものを教えてください。

また、その中で本年度の除雪に反映されているものがあればお知らせください。

大綱の4点目は、交通安全対策についてです。

交通事故の悲しい報道はあとを立ちません。ことし8月の福岡の3人兄弟の命が犠牲となった、飲酒による事故をきっかけとして、全国的に飲酒事故防止の動きが大きくなってきました。

日本人が、従来飲酒という行為に対して持っていた、社会通念は、社会構造や道路事情、交通事情などの変化によって様変わりしたことを、1人ひとり自覚しなければなりません。罰則も厳罰化されています。市民の模範とな

るべき公務員の飲酒事故もあとを絶たず、懲戒免職を含む厳罰をもって、飲酒事故に対応することを表明する地方自治体も数多く出てきています。

以下、具体的に質問いたします。

第1点は、飲酒運転防止に対する市長の決意と対策についてです。

先に同僚議員からの質問がありましたが、立場が違いますのでご理解願います。

12月という、いわば1年中で一番飲酒機会の多くなる時期でもあります。3ゼロ運動の推進者でもある、行政のトップの市長として、飲酒運転は絶対に許さないという気概をもってお答え願いたいと思います。

また、美唄警察署での飲酒運転検挙者数など、具体的に数が分かりましたら教えてください。

第2点目は、アンダーパス完成に伴う周辺の交通事情の変化と、安全対策についてお聞きいたします。

12月10日に開通になるアンダーパスですが、その開通に伴い、交通量が増加することが考えられますが、交通量の調査などは、どのようなになっていますでしょうか。

また、アンダーパス内の交通安全対策については、どのようなになっていますかお聞きいたします。

2点目には銀河通、アンダーパスの通りですが、銀河通と末広東通、駅西側の通りですが、ここの交差点の安全対策について、3点目には銀河通と東3条西線、アカシヤ幼稚園の西側の通りですが、ここの交差点の安全対策について、お聞きいたします。

第3点目は、市道東雲線東3条から東4条

翠明通までの道路の幅員の狭さと、歩行者の安全対策について、お聞きいたします。

アンダーパスの開通に伴い、市道東雲線の交通量の増加が予想されますが、東3条から東4条までは、道路も狭い上に歩道も整備されていません。通学の児童生徒や通院の高齢者も利用する道路です。

一刻も早い整備が望まれますが、この点についてお聞きいたします。

第4点は、東4条福祉会館周辺の交通安全についてです。

東4条福祉会館と、翠明通との交差点ですが、旭通からの路線がカーブになっていて、見通しが悪くなっています。ことにこれからの冬季間は、雪の壁で一層見通しが効かなくなります。

カーブミラーなどの設置など、安全対策を講じていただきたいと思います。

以上、この場所からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、子育て支援について、ファミリーサポート「ゆりかご」についてであります。本年4月から活動を開始し、10月末現在まで99人の児童預かりを行っており、サービスを提供するスタッフの数は23名となっております。

病後児保育、夜間保育は原則行っておりませんが、風邪をひいていたが熱が下がり、安定期となった子どもや、遅い時間までの預かりについては、その都度相談に応じているとのことです。

利用者の声としては、急な仕事や緊急のと

きのほか、いつでも気軽に利用できるということで、リピーターもふえていると伺っております。

市といたしましても、このような市民の主體的な活動による取り組みが、さまざまな分野で広がるよう、支援していきたいと考えております。

次に、除雪について、除雪車の出動基準についてであります。降雪量が10センチメートル以上になると予想されるとき、地吹雪によるとき、暖気等により路面整正が必要などきとしており、今年度につきましてはこれまでどおり進めてまいりたいと考えております。

作業の時間帯については、原則的に通勤・通学等に支障とならないよう、完了することとしております。

次に、要望や相談についてであります。交差点の見通しが悪いので排雪してほしいとの要望が多くありますことから、可能な限り交差点に雪を堆積しないよう、委託業者に指導しております。

次に、交通安全対策について、飲酒運転防止についてであります。依然としてなくなる飲酒運転、これによる事故は被害者とその家族ばかりでなく、運転者みずからの人生をも狂わせる悲惨な結果を生みます。

美唄市内における酒気帯びおよび運転の検挙者数は、昨年度が14件、本年度は11月末で13件と聞いております。

飲酒運転の撲滅は、運転者本人の自覚が基本となりますが、飲酒運転に結びつきやすい環境の改善や排除を図ることも大切だと考えております。

そのため、特に飲酒の機会がふえるこの時

期に、「飲んだら運転しない」「飲む席に運転していかない」「運転する人に酒を勧めない」の合言葉で意識啓発をするほか、美唄警察署や交通安全協会など、関係機関団体と共に飲酒運転撲滅の取り組みを強めてまいりたいと考えております。

また、職員が飲酒運転をした場合の対応についてですが、現在飲酒運転等の審査基準の厳罰化や、飲酒運転の幫助等の処分等も視野に入れた見直しを検討しておりますが、職員それぞれが交通道德の高揚に努めることが何より大切でありますので、今後ともこうした面の指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、アンダーパス完成に伴う周辺交通事情の変化と、安全対策等についてであります。銀河通に関する交通量調査につきましては、平成14年度に銀河通、旭通の交通量調査を実施しており、開通に伴う交通量の変化を把握するため、来年1月頃に再度調査を実施したいと考えております。

また、銀河通の安全対策としましては、歩行者及び車両の通行安全のため、街路灯を設置するほか、スリップ防止のため車道及び歩道部にロードヒーティングを設置しております。

次に、銀河通と末広東通との交差点の安全対策につきましては、一時停止標識及びカーブミラーが設置済みであり、交差点での事故防止を図っているところであります。

また、銀河通と東3条西線との交差点の安全対策につきましては、公安委員会と協議を進め、標識を設置するよう要望してまいりたいと考えております。

なお、現在市におきまして、一時停止看板を設置し、交通事故防止に努めております。

次に、市道東雲線東3条から4条の道路の幅員の狭さと歩行者の安全対策についてであります。本年12月に銀河通のアンダーパス開通に伴い、交通量の増大が予想されることから、今後車道とあわせて歩道の整備を行い、児童生徒及び高齢者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、東4条福祉会館周辺の、交通安全対策についてであります。銀河通アンダーパスの開通により、翠明通を通行する車両が増加することが考えられますことから、カーブミラーの設置など、交差点の安全対策について、検討してまいりたいと考えております。

なお、保育所の入所状況について、待機児について、一時保育延長保育について、保育料について、児童虐待については保健福祉部長から、本年度の除雪計画については、都市整備部長から答弁をさせていただきます。

●保健福祉部長安田昌彰君 保育所の入所状況について、待機児について、一時保育・延長保育の利用状況について、保育料について、市内の児童虐待につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、保育所の入所状況についてであります。本年12月1日現在、認可保育所は中央保育所が定員60名に対して65名。東保育所が定員45名に対し53名。西保育所が定員45名に対し54名。三井美唄保育所が定員30名に対し、35名となっており、全体では定員180名に対して、207名となり、入所率115%となっております。

へき地保育所は、茶志内双葉保育園が定員

45名に対し20名。峰延保育所が定員60名に対して36名。進徳保育園が定員60名に対して54名。西美唄保育園が定員30名に対し17名。中央みのり保育所が定員30名に対して13名となっており、全体では定員225名に対し、140名となり入所率62%となっております。

次に、待機児童についてであります。本年10月から生じており、12月1日現在3歳未満児2人、3歳以上児3名の合計5名となっております。

次に、一時保育、延長保育についてであります。緊急な場合や短期間保育にかけるなどの一時保育の利用は、平成16年度は年間延べ878名。平成17年度は年間延べ378名。本年度は11月までに述べ265名となっております。

午後6時30分以降、7時30分までの延長保育については、平成16年度は年間延べ751名。平成17年度は年間延べ996名。本年度は11月までに述べ807名となっております。

次に、保育料についてであります。認可保育所の保育料の階層別の状況は、平成17年度では年間延べ納付件数2,367件のうち、生活保護世帯等が817件で全体の34.5%。市民税非課税世帯が95件で4.0%。市民税課税世帯が266件で11.2%。所得税課税世帯が1,189件で50.2%となっております。

所得税課税世帯のうち、最も高い階層は、123件で、5.2%となっており、3歳未満児の月額8万円が一番高い保育料となっております。

なお、2人以上の子どもを入所させている場合は、本来の保育料の2人目を50%、3人

移行は10%が保育料となります。

次に、認可保育所の保育料の納付状況についてであります。平成17年度は98.13%となっております。

次に、児童虐待についてであります。本年度における虐待に関する相談は、平成17年度は5件で、内訳は身体的虐待が1件。育児放棄などのネグレクトが4件となっており、本年度は現在まで身体的虐待が1件で、主に学校や民生児童委員から連絡を受けております。

市といたしましては、児童相談所と連携を図り、児童虐待ネットワークを開催するなど、適切に対応しているところでございます。

●都市整備部長加藤 誠君 除雪計画につきましては、私から答弁させていただきます。

本年度の除雪計画についてであります。本市を4ブロックに分け、共同企業体に業務を委託しております。

本年度の車道の除雪路線は736路線で、除雪延長が421.6キロメートルとなっております。

昨年と比較いたしますと10路線、除雪延長で2.1キロメートルの増となっております。

歩道の除雪路線は38路線で、除雪延長が41.0キロメートルとなっております。

昨年と比較いたしますと、路線数は変わりありませんが、除雪延長で0.8キロメートルの増となっております。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

まず、保育所についてですけれども、入所状況のことですが、本年も100%を越えてい

る。過去を拾ってみましても平成14年度が100%はいいませんが、15年、16年、17年、そして18年。4年にわたって定員オーバーの状況となっているということです。

待機児対策ということで、定員を125%オーバーしてもいいんだという答弁を、17年度の第3回定例会で市長からいただいていたが、本当にそれでいいのでしょうか。

まず、何よりも大切にされるべきなのは子ども自身です。私はまずこのことを声を大にしていきたいと思います。

周辺のへき地保育所が定員割れをしていますが、なお街中の市立保育所が定員オーバーになっているということは、保護者の市立保育所への安心感、職場が近くて利用しやすいなどの思いが、市立保育所へのニーズが高いということにつながっているのではないのでしょうか。

この際、建物の増改築を考える時期に来ているのではないのでしょうか。

また、保育料の最高金額が、伺いましたが8万円にもなるという話は、非常に驚いています。

国の基準に沿っているとはいえ、地方の子育て世代の家計にとっては、これは大きな負担になっているはずです。

初めに述べましたように、本市の減少し続ける人口を増加させるのに、子育て世代の定住は欠かせないと考えます。

近隣では、三笠市が小学生の給食費の無料化を導入するとか、栗山町が第3子誕生に対して、子育て援助金を支給するなど、その自治体独自で取り組んでいる施策があります。

本市においては、定員オーバーの入所状況

を改善し、待機児を解消させるための保育所の増改築や子育て世代支援のための保育料の減額など、独自の施策を展開することが必要だと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、除雪についてですが、この質問を準備している最中に、市民の方から電話をいただいていたいました。

内容は、早朝から除雪が入って、子どもたちの通学路を確保していることは理解しています。しかし、あまり早い時間に入ってしまうので、子どもたちが通学するころにはまた10センチ以上の積雪になってしまっていることがあります。どうにかならないでしょうかという内容でした。

通学時間帯を考慮に入れた除雪の時間の調整はできないことなのでしょうか。

また、市民から要望の多かったという交差点についてですが、交差点の四つ角を斜めにカットする、斜め除雪というものを取り入れることはできないでしょうか。

私は昨年、偶然にも斜めカットの施された交差点を通過することがありました。その除雪をされた業者の思いやりに感激を覚えました。普通の除雪とは、視界の広がりがあったくといって言いぐらい違うのです。ありがたいと思いながらそこを通り抜けていきました。

また、バス停付近の除雪も問題が多くあります。

バスから降りても、歩道と車道に雪の壁ができていて、すぐに歩道に入ることができずに、車道を通らざるを得ない。危険極まりない行為です。

まして、公共交通機関のバスなどを利用さ

れる方は、高齢者が多く、事故でも起きたら取り返しのつかないことになります。この点についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、交通安全についてお聞きいたします。

東3条通を旭通から東雲線に入る場合、曲がりきれずに停車車両と接触する事故が発生しています。

事故回避の対策が望まれますが、いかがでしょうか。

銀河通へ侵入する接続道路の件ですが、接続道路からの安全確保からいっても、銀河通を通る方の安全確保からいっても、接続道路の右折直接禁止、左折のみに規制する等の何らかの対策が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

公安委員会との協議が前提となるということであれば、接続道路から銀河通に出る際に、回転灯を設置して、事前に接近する車を視角で確認できるような対策が有効だと思われませんが、いかがでしょうか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、待機児童の解消についてであります。本市におきましても少子化傾向にありまして、市街地に比較的近いへき地保育所が定員割れ状態になっている状況にあります。

先ほどもご答弁いたしました。今後とも定員の25%増まで入所が可能でありますので、施設状況や年齢構成を考慮して対応するほか、他の保育所を紹介するなど、解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、認可保育所の保育料についてありますが、市といたしましては、平成17年度か

ら国の基準を用いて設定しておりまして、延長・一時保育や障がい児保育、放課後児童対策事業など、子育て家庭を支援する施策の充実を図っているところであります。

今後におきましても、総合的な子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子どもの通学と除雪についてであります。除雪路線が多いことから、大雪の場合など、早い時間帯に除雪した路線は時間の経過と共に雪が積もることになります。

再度の除雪は車両や歩行者が増加し、危険な状態となりますので行っておりませんが、必要と思われる路線につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、交差点の除雪についてであります。斜め除雪については、用地や雪処理等の問題がありますことから難しいと考えており、現在、市街地の主要な交差点、271カ所について、排雪を実施し、車両及び歩行者の安全確保に努めております。

次に、市民バス停留所の除雪については、1日20便運行している各便の運転手から報告を受け、運行事業者が適時除雪を行っております。

気象状況などによっては、除雪が追いつかない場合もありますが、乗降時に支障をきたす場合には、バスと歩道の間隔をあけて、乗降場所を確保するなどの配慮をしております。

冬季間は積雪により、バスの乗降がしづらくなりますので、バス事業者及び停留所隣接住民のご協力もいただきながら、今後とも安全で円滑な市民バスの運行に努めてまいりたいと考えております。

次に、各交差点における安全対策についてありますが、東3条通と東雲線の交差点における事故防止につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

また、銀河通と接続する道路の通行規制等につきましては、公安委員会と協議をしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、大綱3点について、市長並びに教育長にお伺します。

大綱1点目は、行政改革についてであります。

作家の童門冬二氏は、岐阜市で行われた中核市サミットで、行革といえば、減量、人減らし、節約だけではない。学ぶならこのまち、暮らすならこのまち、死ぬならこのまちという個性あるならまちづくりをしなければならない。そのために、まちの個性らしさが必要だ。住民等の意見を反映する仕組みを整えた上で、積極的な都市経営がいまほど求められているときはないと話をされたそうです。

これから地方が元気に生き延びるための、大変含蓄のある話だと思います。

各地方公共団体においては、平成17年3月に、新地方行革指針が出され、その後、「行政改革推進法」及び「公共サービス改革法」がことし5月に成立。6月に施行され、地方公共団体に取り組むべき新たな行革に関する手法が制度化されました。

さらに、骨太の方針2006を受けて、総務省は8月末、「地方公共団体における行政改革の

さらなる推進のための指針」を策定、公表しました。これは、「総人件費改革」「公共サービス改革」「地方公会計改革」の3つから構成をされています。

そこで、私はただいま平成19年度の予算編成の時期でもありますので、1つ目として、「公共サービス改革」これは公共サービスの見直し、市場化テストの積極的な活用を通じて、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標、経費の削減に関する数値目標など、可能な限り明確かつ客観的な目標を設定し、公共サービスの提供に関して、民間事業者からの積極的な意見の聴取や、事業仕訳を踏まえた検討を実施するよう求めています。

2つ目として、「地方公会計改革」。これは発生主義を活用すると共に、複式簿記の考え方の導入を図り、基準モデルを活用して、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備を推進するよう求めて、貸借対当表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の以上4表を、3年後までに整備するようにと期限まで決めています。

こうした新たな動きについての認識と、今後の対応について伺います。

次に、大綱2点目は、福祉行政の新介護保険について伺います。

増大する介護保険利用者と、保険料の上昇をできるだけ押さえ、要介護認定で要支援、要介護1となっている軽度者たち向けの介護予防を目玉に、介護保険が大幅に見直されて半年、現場はどのように機能しているのでしょうか。

その利用サービスのほとんどは、掃除、買

い物など生活支援のための訪問介護と、施設で半日過ごすデイサービスです。

これが、本来動く体なのに、ヘルパーが変わってやってしまうから悪化する。または元気なのにデイサービスで遊んでいるなどという批判もありますが、利用者の中にはヘルパーが週に1、2回来てくれるから部屋が片付き、お風呂がきれいになる。また、デイサービスでやっと話し相手が見つかったというような、1人暮らし高齢者も多いのも事実です。

こうした人たちは、制度改革の詳細が分からず、戸惑いと当惑の声が上がっているのも事実です。

これまでのヘルパー派遣やデイサービスの回数が減らされたり、美唄市ではないですが車椅子やベッドが取り上げられたりしているからです。

保険料に見合うサービスというような、抜本的な議論が迫られています。

新介護保険制度では、市町村に介護予防の取り組みを義務付け、その対象者である特定高齢者は、65歳以上の高齢者を5%として、そのうち20%を予防で改善させるとしています。

本市の実態と課題について、何点か市長に伺います。

1つ、厚生労働省がつくった、25項目のチェックリストを使って、特定高齢者の把握はどこまで進んでいるのでしょうか。

そのうち、介護予防に参加されている人は、どのくらいおられるのでしょうか。半年間の状況をお示してください。

2つ、介護予防サービスの拠点は、市町村が責任を持って行う、地域包括支援センター

です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームアプローチが重要になりますが、この半年間の活動で軌道に乗ってきましたか、お伺します。

3つ、介護保険本体においても、介護予防サービスにおいても、その成否の鍵を握るのは、ケアマネジャーです。ケアマネジャーの資質の向上に、どのように取り組まれているか、お伺いします。

4つ、昨年の10月から施設入所者の居住費、食費は自己負担になりました。中には世帯分離して、自己負担を低所得者並にするというようなケースがありますが、このことは国や地方の財政面の影響も大きく、家族主義が様変わりしていくことにもなります。このことについての認識をお伺します。

5つ、国は平成23年度末、すなわち5年後に介護療養病床の廃止など、療養病床の半減を打ち出しています。それに伴う地域ケア体制の整備は、喫緊の重要課題です。本市の対応をお伺いします。

大綱3点目は、教育行政について、その1つ目は学校でのいじめ問題についてですが、いじめ問題が異常な広がりで展開し、前例のない事態が続いています。

記憶に新しい事件では、福岡県筑前町立三輪中学校2年の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件がありました。お手元にもある学校側の対応の悪さ、教育委員会の対応についても不満や批判の声が上がっています。さらに、この男子生徒をいじめたグループが事件後も別の生徒にいじめを繰り返していることがわかりました。いじめグループの名前まで分かっているのに、どうして学校は迅速な対応が

できないのか、不思議に思います。

いじめが原因で自殺した公立小中学校の生徒の人数を、文部科学省が0人と発表していた1999年から2005年の7年間に実際には16件あったということがわかり、文科省や教育委員会、学校でのいじめ自殺の実態掌握の不十分さが厳しく問われそうです。

私は、いじめはいかなる理由があろうと、人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐやめさせる行動を起こすべきです。

そこで、具体的に何点かについて教育長にお伺します。

1つ、本来100%子どもと向き合うべき教師が雑務に追われ専念できないという問題も指摘されています。学校、地域、家庭が連携しての教師バックアップ体勢が必要と考えますが、認識をお伺します。

2つ、教師こそ最大の教育環境であり、子どもの成長はよき教師との出会いによって決まるといっても過言ではありません。教員の資質向上にどのように取り組まれているのかお伺します。

3つ、全中学校にいじめ問題についての相談活動や相談窓口の状況についてお伺いします。

4つ、一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっています。本市の教育委員会に照らし、教育長の認識をお伺いします。

その2つ目は、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進について。

文部科学省は、親と子どもの豊かな育ちを支援するため、早寝・早起き・朝食を取るな

ど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活を向上させる「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の全国展開を推進しています。

ことしの4月24日には、この運動に賛同する100を超える個人や団体など、幅広い関係者による、「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会が設立されたところです。

近年、子どもの学力や体力、気力の低下の要因として、生活習慣の乱れが指摘されています。また、毎日朝食を取る子ほどペーパーテストの得点が高い傾向が見られ、不規則な生活に起因する少年非行も深刻化しているという事実もあります。

いまこの運動が全国的な広がりがある中で、本市としましても子どもたちの心身の健やかな成長に必要な生活習慣を習得させる対策が必要であると思いますが、教育長の「早寝・早起き・朝ごはん」運動に対する認識と今後の考え方について伺います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、行政改革について、「公共サービス改革」についてであります。本市の行政改革は、平成9年度からの「新行政改革実施計画」と、これに続く平成13年度からの「第2次行政改革実施計画」により進め、平成17年度からは「自立推進計画」に行財政改革事項を盛り込み、一層の改革に取り組んでいるところでございます。

「公共サービス改革」については、「自立と協働のまちづくり」をめざす本市において必要なものと認識しており、自立推進計画に基づき、昨年12月に「公共サービスのあり方に

関する基本方針」を策定し、適切な役割分担による総合的な公共サービス提供の仕組みづくりを進めていくこととしております。

現在、事務事業評価を行う際に、「公共性診断」及び「市の関与の妥当性診断」を試行的に実施しており、今後この診断結果などを踏まえ、公共サービスの見直しと、事業の仕訳に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市場化テストについては、国のほか、地方では都道府県レベルでの取り組みが始まったばかりでございますので、これらの官民競争入札の実施状況や成果を十分注視しながら、本市において可能な分野があるかどうか、研究してまいりたいと考えております。

次に、「地方公会計改革」についてですが、国においては行政改革推進法並びに骨太の方針2006において、資産及び債務に関する改革のひとつとして、貸借対照表など財務書類の整備を促進するため、必要な取り組みを行なうとともに、地方に対しても同様の取り組みを要請することとされております。

総務省はこうした方針を踏まえて、地方行革指針趣旨において、連結ベースでの財務書類を3年後ないし5年後までに整備し、資産・債務に関する情報開示と、適正な管理を推進することとしており、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、実務的な観点から検討が進められております。

本市においては、これらの動向や先進事例の取り組みを十分注視しながら、可能な限り早期の整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、介護保険についてであります。初めに、介護を要する可能

性の高い、特定高齢者の把握につきましては、25 項目のチェックリストを使用した、基本健康診査を 6 月と 10 月に 12 日間実施し、843 名の高齢者が受診されました。

この結果、37 名の特定高齢者が把握され、2 名の方は地域で開催している集合型の運動教室に参加されておりますが、残りの方につきましては、介護予防事業に参加いただくよう、準備を進めているところであります。

次に、地域包括支援センター専門職員間の連携についてであります。高齢者 1 人ひとりの介護や健康、家族関係等のさまざまな課題に対し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援業務、ケアマネジャーへの後方支援業務を通して、一体的、総合的に支援しており、高齢者が地域で安心して生活できるサービスの提供に努めているところであります。

次に、ケアマネジャーの資質向上についてであります。新予防給付において必要とされるモニタリング、評価手法についての学習会や、事例検討会を継続的に開催してきているほか、情報の交換等に努めているところであります。

今後も、定期的な学習会の開催や、処遇困難事例の指導等に努めながら、ケアマネジャーの資質向上を図ってまいります。

次に、施設入所者の世帯分離についてであります。介護保険では世帯の所得状況により、居住費や食費の負担額が決定されますので、生計の実態が分離される理由がある場合には、住所変更を行わず、世帯分離することができます。

また、同一世帯にあって、生計中心者の入

所により、残った方が生活に困らないよう、世帯分離しないでも特例として居住し、食費の減額措置が講じられております。

いずれにいたしましても、住民基本台帳に基づいて、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、療養病床の再編についてであります。受け皿として、老人保健施設等への転換などは考えられておりますが、今後国による地域ケア整備指針の作成や、都道府県地域ケア整備構想の策定が予定されておりますので、これらの動向を見極めながら市として対応してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 本郷議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、学校でのいじめについてですが、いじめは学校現場では早期発見と早期対応が何より大切であります。

児童生徒に対し、最前線におります教師を支援する体制につきましては、まず学校ではいじめの対応について、学級担任など、特定の教員が 1 人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもとに、教職員間の緊密な情報交換や、共通理解を図り、生徒指導部などを中心に、一致協力して指導に当たっているところでございます。

また、いじめにはさまざまな要因がかかわっていることが少なくないことから、学校のみで解決することに固執し、適切な対応の機会を逸することのないよう、速やかに保護者や市教委に報告、説明するなど、連携を図ると共に、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、組織的に取り組ん

でいるところでございます。

次に、教職員の資質向上についてであります。いじめ問題等への対応につきましては、道教委及び空知教育センターで開催される各種研修会や、研修講座において、具体的な事例に基づく実践的な研修が行われており、これらの研修機会を教職員に提供し、積極的な参加を呼びかけているところでございます。

また、各学校においても、校内研修で事例研究等を実施しているところでございます。

次に、各学校における相談活動の現状についてであります。各学校では児童生徒の友人関係や親子関係、学習や生活に関する不安や悩みなどを不断に把握するため、生徒指導部を中心に、教育相談機能の充実に努めているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、市教委で解説している、子どもテレホン相談、適応指導教室相談電話など、3つの相談窓口や、道教委などが設置する機関等を学校に周知するなど、児童生徒及び保護者の悩みを幅広く受け止めるための相談機能の充実に向けた取り組みを行っているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることをすべての教育関係者が自覚すると共に、いじめは人間として絶対に許されないということを前提に、学校、教育委員会をもとより家庭、地域および関係機関等がいま以上に密接な連携を図りながら対処していかなければならないものと考えているところでございます。

また、教育委員会におきましても、具体的な情報について、共通認識を持ち、それぞ

れの立場でのご意見をいただくなどして、今後ともより一層地域に根ざした教育が推進されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「早寝・早起き・朝ごはん」運動についてであります。これは子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、子どもの生活リズムを向上させることを目的とし、地域、PTA等、民間団体が多数参加し、国民運動として提唱しているものと認識をしているものでございます。

夜型で生活リズムが乱れている子どもが増加し、成長へ悪影響を及ぼすことが指摘されており、子どもたちが健やかに成長していくためには、基本的生活習慣の確立と、バランスの取れた食生活が何より大切であります。

これら人間としての健康な生活の基盤となります「早寝・早起き・朝ごはん」運動につきましては、今年度市内一部公立幼稚園におきまして、先進地域であります川崎市から資料を取り寄せ、チェック表を保護者に配布した例もあり、教育委員会といたしまして、食生活をはじめとする基本的生活習慣の確立に向けまして、今後もより一層努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 3 3 分 延会